

平成 22 年第 4 回多賀城市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 22 年 12 月 8 日（水曜日）

◎出席議員（22 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 戸津川 晴美 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 昇市

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

こども福祉課長 但木 正敏

保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 大森 晃

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開会

○議長(石橋源一)

皆さん、おはようございます。

ことし奈良遷都 1,300 年の記念の行事に本市多賀城市が友好都市を結ばせていただき、はや 11 カ月。ことしも間もなく暮れようとしております本日、定例議会を御案内申し上げましたところ、全員の御出席を賜り、ありがとうございます。どうぞ慎重なる御審議を賜りますようお願いを申し上げます、あいさつといたします。

これより平成 22 年第 4 回多賀城市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において板橋恵一議員及び藤原益栄議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（石橋源一）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 12 月 15 日までの 8 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 8 日間と決定いたしました。

○議長（石橋源一）

この際、諸般の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第 3 行政の報告

○議長（石橋源一）

日程第 3、行政の報告に入ります。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

市議会第4回定例会が開催されるに当たり、日ごろから市政運営に対する議員各位の御協力に対しまして厚く御礼を申し上げます。

さて、本議会に御提案申し上げます案件は、条例3件、補正予算5件、その他2件であります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、第3回定例会以降今日までの行政の状況につきまして、その概要を報告します。

初めに、市長公室について申し上げます。

まず、秘書関係ですが、11月1日に挙行しました平成22年多賀城市市政功労者表彰式典におきましては、251名の方々に御出席いただき、49名の個人と4団体に対し表彰状及び感謝状の贈呈を行い、その功績をたたえとともに感謝の意を表しました。

次に、行政経営関係ですが、地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）につきましては、9月24日に社会福祉法人嶋福社会の特別養護老人ホーム桜花建設事業に対し3,000万円の貸し付けを行いました。当貸し付けは地域の振興に寄与する民間事業者に対し地方公共団体が無利子で融資を行うもので、今回の貸し付け対象事業により新たに9名の雇用が生まれました。

次に、プロジェクト推進関係ですが、八幡地区工業団地化に伴う埋蔵文化財試掘調査につきましては、調査対象地の所有者の皆様から御協力をいただき、10月27日から調査に着手しております。現地調査は平成23年1月末の完了を予定しております。

企業誘致につきましては、8月の東京セミナーに引き続き、11月17日に「宮城県企業立地セミナー・イン・名古屋」を宮城県等と合同で開催し、今回も私みずから参加企業に対し工場進出や新たな設備投資を呼びかけてまいりました。11月24日には村井知事が、多くの方々の知恵を集める、「衆知を集める県政」を実現するために行っている「みやぎの現場”訪問事業」で、東洋刃物株式会社多賀城工場を訪問いたしました。私も知事に同行し、意見交換を行ってまいりました。

（仮称）多賀城インターチェンジの早期整備に向けた取り組みにつきましては、（仮称）多賀城インターチェンジ早期整備促進協議会の役員の方々とともに上京し、10月28日には民主党の地元選出国會議員、副幹事長、国土交通副大臣及び国土交通省へ、また11月5日には自由民主党の地元選出国會議員へ直接要望してまいりました。なお、現在、当該事業を円滑に進めるための埋蔵文化財確認調査を宮城県と連携して実施しているところです。

多賀城駅北再開発事業につきましては、その施行者である多賀城駅北開発株式会社の前代表取締役が本年5月に急逝されました。同社では後任の代表取締役についても民間主導がふさわしいとの観点から人材選定を続けておりました。このような中、同社に対する補助金の支出が違法であるとして住民訴訟が提起され、現在もその裁判が続いております。本市としましては、訴訟への円滑な対応を考慮した場合に少なくとも訴訟が継続している間は市による積極的な関与が必要と判断し、11月15日付の同社の取締役会において取締役の中から菅野昌彦市長公室長が代表取締役に選任されたところです。なお、本件訴訟が終了次第、改めて民間からの代表取締役の選任を進めてもらうこととしております。

次に、総務部について申し上げます。

まず、総務課関係ですが、先ほど代表取締役就任について御報告いたしました多賀城駅北開発株式会社に係る公金違法支出損害賠償請求事件につきましては、5月18日に住民訴訟が提起されておりましたが、第3回口頭弁論が10月19日に仙台地方裁判所で行われまし

た。第4回口頭弁論は年明けに行われる予定です。本市としましては、適正な公金の支出である旨を主張し、対応してまいります。

次に、職員研修関係につきましては、実務経験を通して先進的事例を学ぶため、9月25日から10月8日まで友好都市である太宰府市へ派遣した3名の職員が、行政改革の実践例、市民協働に関する取り組み、景観まちづくりについて、それぞれ学んでまいりました。先日、庁内で研修報告会を開催したところですが、多くの職員が研修の成果を共有して本市の行政経営に活用していくこと、また両市の友好関係がさらに深まることを期待しております。

また、多賀城市総合行政情報システムの構築につきましては、10月1日から、住民記録、固定資産税、収納等、住民サービスの根幹となる業務を管理する住民情報系システムの運用を開始しており、これにより当初の計画どおりホストコンピュータからサーバー型システムへの移行が完了しました。今後は、総合行政情報システムを運用することでコスト削減に取り組んでまいります。

次に、地域コミュニティ課関係ですが、平成22年国勢調査につきましては、来年1月5日及び6日の両日に宮城県で行われる最終審査に向けて調査票の点検作業を進めておりますが、記載内容に不備なものが多く見られることから点検等が大変困難なものとなっております。担当課のみならず庁内協力態勢のもと、最終チェックを行っております。

市民活動推進関係につきましては、10月2日に「たがサポフェスタ」を開催し、200名を超える参加者がありました。先進的取り組みを展開している市民や団体の方を招き、その活動内容を紹介いただくとともに、パネルディスカッションにより市民活動や協働についてわかりやすくお伝えすることができました。

男女共同参画につきましては、平成20年度から公募による市民と職員によって男女共同参画社会の実現に向けた推進計画を策定してまいりましたが、今般、案がまとまりましたことから、本日、議員の皆様にご説明させていただきますので、御意見をちょうだいしたいと存じます。また、男女共同参画の理念を理解し、伝え広められる地域リーダーを育成するため、男女共同参画推進リーダー養成講座を8月24日から10月19日まで全7回実施しました。講座を受講された10名の方々には、地域や職場においてみずからの行動と言葉で男女共同参画社会定着に向けた普及活動を行っていただくことを期待しております。

広報広聴関係につきましては、KHB東日本放送が毎年開催している「みやぎふるさとCM大賞」にこども応募しました。公募した制作スタッフの皆さんとともにシナリオの作成や撮影を行い、「歌枕あふれる多賀城」をPRする作品をつくり上げることができました。なお、審査の様子は、来年1月3日午後3時から東日本放送でテレビ放送される予定です。

また、年賀状や季節の便りの素材として市民の皆さんに利用いただけるよう、政庁跡や多賀城碑など市内の風景画像10点をホームページからダウンロードできるようにしました。

次に、管財課関係ですが、資機材倉庫整備に伴う老朽化倉庫の解体工事が完了いたしました。解体した倉庫は、八幡公民館西側の八幡倉庫、市庁舎北側の防災倉庫及び旧勤労青少年ホーム3棟です。また、防災倉庫跡地は駐輪場として、旧勤労青少年ホーム跡地は市民テニスコート及びシルバーヘルスプラザ用47台分の駐車場として、舗装整備を行いました。

次に、交通防災課関係ですが、交通安全関係につきましては、9月3日に秋の交通安全市民総ぐるみ運動推進会議を開催し、交通安全関係団体の参加、協力のもと、9月21日から同月30日までの10日間、秋の交通安全市民総ぐるみ運動「飲酒・無謀運転二らめ作戦」を実施いたしました。最終日の30日には「交通事故死ゼロを目指す日」として、国道45号

多賀城八幡小学校入り口交差点付近で、交通安全推進諸団体や仙台育英学園の生徒たちにより、通行するドライバーにチラシ、二ラの配布を行い、交通事故防止を呼びかけました。

また、今年度の市町村交通事故コンクールにおいて、本市が人口 5 万人を超える市区町村の中で第 1 位となり、11 月 10 日に開催された宮城県交通安全県民大会で宮城県知事から表彰を受けました。

防犯関係につきましては、全国地域安全運動期間に合わせて 10 月 11 日から同月 20 日までの 10 日間、各地区防犯協会において地域防犯パトロールが実施されました。運動期間中の 19 日には、市及び防犯協会連合会並びに塩釜警察署との合同で本年度 2 回目の市内一斉防犯パトロールを実施し、国道 45 号や主要地方道仙台塩釜線沿いのパトロールのほか、多賀城駅前周辺及び大型スーパーでの自転車・バイクの盗難防止、万引き防止を呼びかけました。

また、10 月 13 日、20 日及び 27 日に本年度 2 回目の駅前駐輪場放置自転車クリーンアップ作戦を市内 JR4 駅の駐輪場において、市及び防犯協会連合会並びに塩釜警察署との合同で実施し、93 台の放置自転車を撤去しました。

次に、本年度発足した多賀城市防犯まちづくり推進協議会では、11 月 14 日に文化センター大ホールで「防犯まちづくり多賀城市民のつどい」を開催しました。県防犯協会連合会の専務理事による講演とさとう宗幸氏の「ふれあいコンサート」を行い、約 700 名の参加がありました。

11 月 9 日に開催された「暴力団追放宮城県民大会」においては、暴力団追放に係るこれまでの功績により、宮城県暴力団追放推進センター会長である宮城県知事及び県警本部長の連盟で表彰を受けました。

消防関係につきましては、10 月 31 日に多賀城八幡小学校で平成 22 年多賀城市消防団消防演習を実施し、日ごろの訓練の成果を披露いたしました。

11 月 9 日から同月 15 日までの 7 日間には、秋の火災予防運動として消防団各分団による火災予防の巡回広報啓発活動を行いました。また、多賀城市婦人防火クラブによる「防火門一ニング運動」を行い、市内小学校の登校児童に対し防火啓発の声かけを実施いたしました。

防災関係につきましては、各地区の防災組織を中心とした防災訓練が実施されました。宮城県沖地震への備えや住民の防災意識の向上により、ことしは 21 行政区で実施されており、地域住民が一丸となって避難誘導や救出・救護、炊き出し訓練などに取り組みました。

次に、市民経済部について申し上げます。

まず、生活環境課関係ですが、10 月 14 日から同月 16 日にかけて夢メッセみやぎで開催された「エコプロダクツ東北 2010」の環境科学教室に市内の小学生 430 名が参加し、資源を大切に地球環境を守ることを学びました。また、同会場には全国 3R 推進ポスターコンクールにおいて佳作に入選した多賀城小学校の田村凧沙さんの作品を含め、市主催の夏休み作品コンクール環境ポスターの部で入選した市内小中学生 8 名の作品を展示しました。

次に、収納課関係ですが、自主財源である税収を確保するため、11 月 12 日から動産 7 件、不動産 1 件のインターネット公売を実施しております。売却が決定した場合は、今月末までに手続が完了する予定となっております。

次に、農政課関係ですが、稲作につきましては、5月中旬から6月上旬の期間にかけて断続的な低温・日照不足で経過したことなどにより穂数が少なくなったものの、出穂期後おおむね高温多照であったことから、10月15日現在の水稻作況指数は「100」の平年並みとなっておりますが、11月19日現在の品質は、高温障害の影響もあり、1等米比率が90.8%と昨年の95.8%より5.0ポイント下回りました。また、庚田用排水路の改修工事につきましては、10月に工事着工し、来年3月の完成に向け、鋭意施工中です。

次に、市が原材料及び作業機械等を準備し地元農家の方々の労働力によって施工する市民協働による「農業用排水路整備事業」につきましては、7年目を迎えた南宮地区を初め、新田地区、山王地区、市川地区、八幡地区とそれぞれ順調に進捗しております。

「農家自立経営スタートアップ事業」につきましては、延べ7回の意見交換会を実施し、本市農業の問題点やメリットを洗い出したほか、今月1日に岩手県のアグリ平泉等を視察研修いたしました。今後は、安全で安心な農作物の生産と供給や本市農業のあり方について継続的な意見交換を実施していくこととしております。

次に、商工観光課関係ですが、雇用対策につきましては、2市3町合同事業として、就職等に悩みを持つ若者を対象とした若者向け就職支援講座を11月15日から同月19日まで5回開催し、20名の参加がありました。

観光関係につきましては、10月2日に友好都市太宰府市において「太宰府市民政庁まつり」が開催され、史都多賀城の観光物産の宣伝販売を行いました。

10月17日に多賀城市観光協会主催の「第17回壺の碑全国俳句大会」が、特別選者として鍵和田二子氏を迎え、東北歴史博物館を会場に開催されました。投句数は、兼題の部に1,227句、当日の囀目吟には175句が寄せられ、講演会等には県内外から約300名の参加がありました。

11月21日に独立行政法人雇用・能力開発機構宮城センターを会場として、たがじょう市民市実行委員会主催の「第28回たがじょう市民市」が開催されました。地元産の農産物や新米等が格安で販売されたほか、多賀城やかもち鍋、友好都市天童市のいも煮鍋の販売、栗原市栗原耕英地区の物産販売など多くの出店もありました。天候にも恵まれたことから、来場者は主催者発表では約2万名とにぎわいました。

次に、保健福祉部について申し上げます。

まず、社会福祉課関係ですが、11月末で3年間の任期が満了となりました民生委員、児童委員及び主任児童委員につきましては、今月1日に新たな委員の方に委嘱状の伝達を行いました。なお、民生委員、児童委員につきましては、これまでより4名増の83名となっております。

次に、こども福祉課関係ですが、11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、本市及び七ヶ浜町の要保護児童対策地域協議会が共同し、11月2日にJR多賀城駅前児童虐待防止を呼びかける啓発活動を実施しました。本市の民生委員、児童委員、主任児童委員、小中学校及び両市町の職員延べ43名が、虐待通知先を印刷したポケットティッシュ約2,000個を配布しております。また、12月3日には、同じく両市町の要保護児童対策地域協議会を構成する民生委員などを対象に児童虐待防止講演会を開催し、両市町から58名の参加がありました。

次に、健康課関係ですが、今年度のインフルエンザ予防接種につきましては、季節性と昨年流行した新型が一緒になったワクチン1回の接種が受けられるようになっております。

10月1日から来年3月31日までの間、インフルエンザ予防促進のため、65歳以上の方への接種費用の一部助成と低所得者への全額助成を実施しております。

各種検診につきましては、10月13日から同月29日までの13日間、大腸がん検診を実施し、5,954名の方々が受診しました。

特定保健指導につきましては、特定健康診査で保健指導の対象となった734名のうち、積極的支援71名、動機づけ支援112名の合計183名の方々に対し、健康、栄養、運動などの保健指導を来年3月まで文化センターなどで実施しております。

また、11月15日から同月19日まで市役所ロビーにおいて、「食で育む元気な多賀城」をスローガンに食育展を開催しました。食育に関する保育所や学校給食センターでの取り組みについて、パネル展示などで紹介しました。

次に、国保年金課関係ですが、10月1日の国民健康保険被保険者証の一斉更新につきましては、昨年同様に個人単位のカード形式のものを世帯単位で取りまとめ、約8,600世帯に配達記録郵便で交付しております。また、乳幼児医療費助成受給者3,465名、母子・父子家庭医療費受給者1,451名、心身障害者医療費受給者1,011名についても、更新手続きを行い、郵送で受給者証を交付しております。

次に、建設部について申し上げます。

まず、都市計画課関係ですが、民間木造住宅の耐震化支援事業につきましては、耐震診断の申し込み26件のうち9件が終了し、耐震改修の工事費補助については、申し込み8件のうち2件が完了している状況です。なお、今年度も昨年度同様、耐震診断士と市職員による耐震診断ローラー作戦を実施し、普及啓発に努めました。

また、新規に実施しております危険ブロック塀等除去事業につきましては、7件の申し込みがあり、そのうち6件が完了しております。

次に、都市計画に係る調査・策定につきましては、下馬駅周辺まちづくりに関して、土地・建物の所有者を対象とした意向調査を下馬まちづくり推進協議会と協働で実施し、現在、集計・分析作業を行っているところです。

また、歴史的風致維持向上計画の策定状況につきましては、国土交通省、文部科学省及び農林水産省との協議を鋭意進めており、歴史的風致の整理、文化財の保存または活用に関する方針、整備事業等の検討を行っているところです。なお、議員説明会において現在の進捗状況を御報告させていただきますので、よろしくお願いたします。

次に、道路公園課関係ですが、補助事業につきましては、都市計画道路新田南錦町線が1件の用地買収、南宮北福室線が1件の用地買収と建物移転補償契約を締結いたしました。工事につきましては、都市計画道路高崎大代線道路改良工事、都市計画道路高崎大代線外1線道路改良工事、市道留ヶ谷線道路改良工事、新田中公園トイレ新築工事、交通安全施設等整備事業道路反射鏡設置工事の5件を発注しております。単独工事は、市道八幡街路2号線道路改良工事外6件を発注しております。

また、委託業務につきましては、第1下馬踏切拡幅詳細設計外2件を発注しております。

次に、教育委員会について申し上げます。

まず、教育総務課関係ですが、学校施設の耐震化及び老朽化対策につきましては、天真小学校校舎及び第二中学校校舎の第2期分の工事を施工しており、11月末での工事進捗率は、

天真小学校が約 60%、第二中学校が約 80%となっております。なお、完了予定は、天真小学校が平成 23 年 3 月、第二中学校が平成 23 年 1 月となっております。

城南小学校屋内運動場の大規模改造工事につきましては、10 月 29 日に工事が完了し、11 月 1 日から授業等での使用を開始しております。また、11 月 20 日には、全面リニューアルした屋内運動場で学習発表会が開催されました。

小中学校太陽光発電設備設置工事につきましては、多賀城中学校、第二中学校及び東豊中学校が 10 月 29 日から太陽光による発電を開始しております。なお、小学校分につきましては、12 月下旬に工事が完了する予定です。

さらに、既に整備が完了している多賀城小学校を除く小中学校 7 校の地上デジタルテレビ対応アンテナ等工事につきましては、10 月 29 日に工事が完了しました。なお、天真小学校及び第二中学校につきましては、現在実施中の大規模改造工事において対応することとしております。

山王小学校及び第二中学校プール改修工事に係る設計業務につきましては、9 月 30 日に完了しました。なお、山王小学校プールの改修工事につきましては、11 月 26 日に契約を締結し、平成 23 年 3 月に完了する予定となっております。

次に、生涯学習課関係ですが、芸術文化の振興につきましては、10 月 6 日から同月 11 日まで文化センターにおいて「第 31 回多賀城市美術展」を開催しました。絵画、書道及び陶芸に 339 点の展覧があり、約 2,900 名が来場しました。また、11 月 7 日に文化センター大ホールで「第 30 回多賀城市民音楽祭」を開催しました。合唱や吹奏楽など 23 団体、545 名の参加があり、約 1,100 名が来場しました。

イベント関係につきましては、10 月 3 日に「第 23 回山王地区公民館まつり」を開催し、410 名が来場しました。公民館を利用している団体が、日ごろの活動の成果である作品の展示やステージでの発表などを行いました。

10 月 10 日に「第 13 回史都多賀城万葉まつり」が東北歴史博物館をメイン会場に開催されました。今回は万葉衣装行列のほか万葉衣装行列コンテストや万葉ステージなどが行われ、観客数は 2,500 名を数えました。

また、万葉まつりとの同日開催イベントとして大伴家持顕彰会主催の「第 33 回大伴家持のつどい短歌大会」が行われ、表彰式、講演会に 184 名の参加がありました。

東北学院大学との連携協力事業の一環として 9 月 15 日から 10 月 13 日までの期間で実施した大学開放講座につきましては、今回のテーマ「水に関わる環境と防災」に 43 名の応募がありました。5 回にわたる講座には延べ 151 名の方が受講し、3 回以上受講された 33 名の方に修了証を交付しました。

青少年健全育成につきましては、11 月 5 日の「全国子ども・若者育成支援強調月間・県内一斉指導日」に合わせ、街頭指導、啓発活動及び環境浄化活動を行いました。青少年補導員、小・中・高校の教員、東北電力株式会社塩釜営業所所員など 33 名の方が、市内のスーパー、多賀城駅前等でのチラシ配布や県道・市道の電柱に張られた有害広告物の撤去を行いました。

次に、文化財課関係ですが、特別史跡多賀城跡調査 50 周年記念事業の一環として、9 月 14 日から 10 月 11 日まで埋蔵文化財調査センターで開催しました「発掘された日本列島 2010」は、好評のうちに閉幕しました。会期中の入場者数は 9,600 名でした。また、9 月

26日には文化センター小ホールを会場として展示関連のシンポジウム「東北から見た邪馬台国」を開催し、約400名の参加者がありました。

11月1日、埋蔵文化財調査センターの常設展示室が約20年ぶりにリニューアルし、市制施行記念日に合わせてオープンしました。30年にわたって本市が行ってきた発掘調査の最大の成果である「古代都市としての多賀城について」を展示のテーマとしております。

10月19日から同月21日まで、奈良市において全国史跡整備市町村協議会奈良大会が開催され、国及び都道府県に対し文化財保護予算措置の充実を要望する大会決議を行いました。さらに、今回は役員の改選時期に当たり、引き続き会長職を務めることとなりました。

以上、第3回定例会以降今日までの行政の概要を申し述べましたが、今後とも議員各位の御支援、御協力をいただきながら施策の遂行に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第4 議案第67号 多賀城市保育所条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

次に、日程第4、議案第67号 多賀城市保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第67号 多賀城市保育所条例の一部を改正する条例についてであります。これは先日開催されました説明会において議員各位に説明申し上げましたが、多賀城市アウトソーシング推進指針に基づき、平成23年4月からあかね保育所の運営を社会福祉法人に移譲するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

それでは、資料No.2の2ページをお開き願います。

議案第67号関係資料によりまして御説明申し上げます。

まず、1の民営化の趣旨についてでございます。

多様な保育ニーズに対応したサービスの充実、施設の老朽化により悪化している保育環境の改善や保育需要の増加に対応した施策の具現化を図っていくためには、本市においても

効率的な経営と運営、多様な保育サービスの実現と経験にすぐれている民間事業者のノウハウの活用が不可欠となっております。また、民間保育所の運営費に対する国及び県の負担金制度や施設整備面に対する交付金制度のメリットを最大限に生かしながら、保育の質の向上と財政負担の軽減を図りながら子育てと就労の両立支援を推進していくため、現在、社会福祉法人おひさまと月の里に管理運営を委託しておりますあかね保育所について、平成 23 年 4 月 1 日から同法人にその経営を移譲することとしたものでございます。

次に、民営化までの経過でございますが、同保育所につきましては、本市の公立保育所のアウトソーシング推進の方針に基づき、平成 17 年 4 月から指定管理者制度により市内で幼稚園を経営する学校法人に管理運営を委託しましたが、平成 18 年 9 月に学校法人側から指定管理者辞退の申し出がありましたことから、翌 10 月からは管理運営を一たん市の直営に戻し、保育サービスと雇用の継続を図るため大新東ヒューマンサービス株式会社に一部業務委託を行い、運営を継続したところでございます。

なお、本年度平成 22 年度からは、本年 3 月に設立されました社会福祉法人おひさまと月の里との業務委託契約により運営を行っているところでございます。

次に、施設の状況等でございますが、同保育所の開所年月日は昭和 51 年 4 月 1 日、入所定員は 90 人となっております。土地の所在は、多賀城市新田字下 207 番地。面積は、2,048 平方メートルでございます。建物の構造は、鉄骨づくり亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建てで、建物面積は 629.36 平米でございます。

なお、平成 5 年 6 月に大規模改修、平成 16 年 3 月に増改築工事を実施しており、また平成 19 年度に実施しました耐震診断におきましては、耐震補強の必要がない建物と判定されております。

4 の経営移譲の相手方についてでございます。先ほども述べましたが、本市新田字下 207 番地に所在する社会福祉法人おひさまと月の里で、理事長は中鉢義徳氏。法人の設立年月日は平成 22 年 3 月 29 日となっております。

5 の財産処分の方法でございますが、当該法人につきましては、ただいま申し上げましたように、本年 3 月に設立され、社会福祉法人としての経営実績の積み上げがないことから、本市といたしましては当分の間、その経営能力や財務状況の健全性を見きわめる必要があると考えております。このことから、当該法人への経営移譲に当たりましては、当保育所の土地・建物につきましては、当該法人の経営健全性が確認されるまでの間、無償貸与とするものでございます。

次に、3 ページ、条例新旧対照表をごらん願います。

ただいま御説明申し上げましたとおり、同保育所の運営を来年 4 月 1 日から社会福祉法人おひさまと月の里に移譲するため多賀城市保育所条例の一部を改正するものでございまして、第 2 条第 2 項の表中、「多賀城市あかね保育所」の項を削除するものでございます。

恐れ入りますが、資料No.1 の 4 ページにお戻り願いたいと存じます。

附則でございます。この条例は平成 23 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。2番佐藤恵子議員。

○2番（佐藤恵子議員）

経過は説明会でもお聞きしましたし、それなりに理解はしたんですけれども、ここに来るまで、あかね保育所を最初に指定管理をさせたところの問題も含めて、議会で、公的な立場に立つ人のところにそういうことをしていいのかということをおもひの提起で問題にさせていただきました。しかし、議会が通り、皆さん方がその当時、前に座っている方々がそこにいらっしゃるかという、責任がないと言えないような気もするんですが、そういう経過の中で現在に至ったということをやっぴりきっちり反省をしておかなければならないんですけれども、そういう点ではどういう話の中身というか、皆さん方の気持ちのありようというようなところで、話があれば御披露いただきたいと思うんですけれども。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

御質問の関係でございますけれども、議会の中でもいろいろ御議論がありましたように、社会福祉法人を一つの受け皿としようということで、今回については、たまたま3月に社会福祉法人の設立をしていただいたということでしたので、そういった意味では受け皿としては適切なのかなど。今後こういった方向で取り組んでいく場合においても、あくまで会社が運営する保育所ではなくて社会福祉法人が運営する保育所をそういった相手方として選定していこうという方針で臨んでおります。

それから、我々もそうなんですが、特に財務状況についてどうなっているかという部分につきましては、我々自身ももうちょっとしっかりと知識を身につけていかなければならないのではないだろうか。特に会計の方式が役所の会計の方式と違う部分もございまして、そういったところをしっかりと見きわめていけるような態勢をとっていかなければいけないのではないだろうか。

そういった意味で、今回は建物を譲渡する形ではなくて、あくまで貸与する形で、社会福祉法人の経営状況をしっかりと見きわめながら、いずれ建物資産については譲渡という手続になるかと思っておりますけれども、そういった形で慎重に見きわめていきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

2番佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

この後にも出てきますが、さまざま今から指定管理やら外部委託やら出てくるかと思えます。そういう中で、二度とああいう不祥事というか失態というか、そういうものを繰り返さない、そういうこととして受けとめておきますので、よろしく願いいたします。

○議長（石橋源一）

18番昌浦泰己議員。

○18番（昌浦泰己議員）

ちょっと確認をしておきます。この法人、3月29日に設立されたとなっているんですけども、住所が同じなんです。この法人、本来であれば別のところの住所で法人登記するのが本当ではないのかなと素朴な疑問を持つんですけども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

設立するに当たりまして一定の資産、要するに事業活動を行っていくための資産を保有するというのが法人認可のための条件となっております。ただ、それが事業用資産をみずから所有する状態でなくてもいいという見解が認可を行います県の方から示されたということで、建物が所在する場所を法人の住所として申請を行ったということでございます。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

わかりました。要は、建物の所在する住所をもって法人登記のときの住所としたというふうに理解するんですけども、ではこのとき、この法人は、土地代を払っていた状況なのか、あるいは無償で借りていたと言うと変なんですけれども、その辺だけ。この3月29日の段階はどうだったのかだけを確認しておきたいと思います。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

これにつきましても、市の方が土地・建物をその法人にお貸しするという前提が成り立ちませんと法人の認定ができないという状況でしたので、市の方としましては、保育事業を継続するという前提で、その資産をお貸ししたという状況でございます。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

16番根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

今回の民設民営でございますけれども、これは前回の浮島保育所の民営化に次ぐ2例目となります。市のアウトソーシングの推進指針により、このような方向性を定めて推進するというところでございますけれども、一番大事なことを説明していないんです。今まで公設公営をして業務を委託してきた場合と、このたびの民設民営した場合に、どのぐらいの財政的に浮くのかという非常に大事な説明をしていない。この間の説明会ではしていませんけれども、その辺のところをきちっと本会議場でも説明をしていただきたい、このように思います。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

大変申しわけございません。

ただいま御質問あったような形で、2000年を境としての流れになりますけれども、公立保育所を運営する自治体に対しては地方交付税で手当てをする、それ以外の民間の保育所に対しては運営負担金という形で国・県から支援するという形になりました。したがって、公立保育所につきましては交付税で措置されているという形になっていますけれども、交付税全体が減っている中では、なかなかそのような説明になってこないということが一方でございます。したがって、公立保育所を民間に移しかえることによって、そこから約4,000万円くらいの財源が運営負担金分として市の方に入ってくる。そうしますと、市の一般財源を使って出してやる分がその分少なくなるという勘定になるんです。ですから、そういった財源をもとに次の支援策の財源手当てができるということも成り立つわけでございます。

ただ、一方、民間を進めていけばいいということではなくて、今当面している課題に対して具体的にこたえていくためにも、そういった財源をうまく使って対応してまいりたい、このようなことでございます。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

21番竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

今の答弁が大変重要な内容なんです。今の政策としてはそういう政策をする。しかれば、その政策が、こういう状況ですから、1年先、2年先、変動した場合に、この補助金は来なくなる。説明会のこれを見ますと、国庫支出金もあります、県支出金もあります。ですから、そういう財政の変動があった場合に、この分が国や県から補助金として来ないようになった場合に、これに値する金額は当然市で負担していかなければならないというふうに見ているんですけれども、その辺はそういう解釈でよろしいのかどうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

おっしゃるとおりでございます。先々のことについての予測というのは今現在では非常に立てづらい状況になってございます。特に国と地方の財源配分の問題をめぐりまして、何の部分を国から地方に移しかえをするのかということについては、まだ明確には示されておらないというのが現状でございます。公立保育所の運営一部分についても交付税措置したということと同じ現象が次の段階でやはり起こってくるのではないだろうかという感じもしています。

ただ、その中で、今の形の保育所がこのままずっと続いていくのかということも一つは心配の材料ではありますし、それから各保育所についての保育料の決定の部分についても、これはあくまで自治体側にイニシアチブがあるということで、入りの部分と出の部分とのバランスがなかなか図れないということで、民間保育所もなかなか大変な部分があるんだろうというふうに思っております。

いずれにしても、財源部分については非常に見えない部分があるんですけども、ただそれらについてはきちっとした国の方からの財政の配分見直しがあるものと思っておりますので、今の時点ではそのような答え方にさせていただきたいと思えます。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ですから、今このことで 4,000 万円、当面は財政に対してプラスになるという説明はしておりますけれども、将来的にもその 4,000 万円がプラスになっていくのかということは多少疑問視せざるを得ないというふうに私は見ているんです。そういうことは全然説明がなくて、あくまでも現状をとらえた 4,000 万円が市の財政に効果があるんだという説明だけでは私は問題があるのではないかと。少なくとも今後の制度改革では、ある程度市の負担というのもの、ある意味では考えていかなければいけない政策になってくるのではないかなと思うんです。民間委託したからそれでいいという問題ではない。ましてや、民間委託にしたから保育料金を高くするということには問題がある。ですから、保育料をそのまま堅持しながらいくとすれば、場合によっては市の財政の持ち出しが出てくる。そうすると、4,000 万円というものをそのまま今の政策の中で使ってしまうのはどうなのか。ある程度そういうことを予測して、どう財政配分していくかということも私は一方で考えていく必要があるのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

私の回答が、そのままそっくり別の方に全部使ってしまうというふうな考え方で申し上げたつもりはございませんでした。その点は訂正させていただきたいと思えます。

今おっしゃったような形で、中心がやはり移ってきそうなんです、地方の側に。ですから、それらについての財源手当ても、今まではこの分という形で出てきておったわけですけども、だんだんそれらについても絞られてくるんだらうなという感じには思っております。したがって、今はこうだけれども、それが未来永劫ずっと続くものではないという認識は多分共通して持っているところだと思います。

ただ、我々、少なくともこういった措置をするということは、それによってプラスの効果何がしか発生するということでございますので、今待機児童が大分多くなってしまって、それに対する対応が求められておるわけですけども、なるべくそれらについても早く整備をして、財政効果をなるべく早い時期に受けとめられるような形で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ぜひ、国の動向、県の動向等々を常に察知しながら、そしてまたこういう現状を我々市町村負担にならないような施策を講じていただくように、常日ごろ運動していかなければいけないのではないかと。今の国の財政、県の財政からいっても、相当いろいろな面で改革さ

れてくると、どうしてもこういうところにしわ寄せが来るのではないかという気がしてなりません。ですから、常日ごろから特にそういう点に目を光らせていただいて、各種会議においても市町村負担が多くなるような傾向にある場合には歯どめをかけていく。できるだけ市町村負担のないようなやり方を求めていくようにしていただきたいと思います。

あわせて、待機児童の解消のためにも、民間保育所とともに考えていくことが大事な時期ですので、そういう点も含めて、ぜひ少子化対策に向けて、また多賀城市の若者がこよなく愛せる多賀城市にしていくにしても、こういう施策が重要だと思いますので、ぜひ全体的な視野の中で頑張ってくださいと思います。特に県・国の動向に注意をして行っていただきたいと思いますということをお願いしておきたいと思います。

○議長（石橋源一）

回答はよろしいですね。（「はい」の声あり）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

アウトソーシングについては、従来私どもの立場というのは、会社はだめだ、利益は基本的には株主配当される、社会福祉法人の場合にはその事業にしか使えないから、せめて社会福祉法人でなければだめだという態度をとってまいりました。そういう点で、社会福祉法人であるということについては、まず理解しております。

それから、職員の体制なんですけど、学校法人高橋学園の職員だった皆さんが基本的に大新東ヒューマンサービスの社員にさせていただいたというふうに記憶しているんですけど、その方々は引き続き今度も基本的に同じようなメンバーで保育所の運営に当たるんだというふうに理解していいんですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

御質問の関係ですけれども、法人設立の際に、従来委託業務を行っていた構成するメンバーそのものが法人の職員という形に身分をかえたと言いますか、ああいうふうな形になってございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

私、説明会のときに、学校法人の問題があったので吟味しなければいけないということで、法人としては半年間なんだけれども、半年間の収支がどうなっているのか、これは出してくださいというお願いをしましたが、どこにあるのかわからないんですけど、どうなっているのか。

それから、社会福祉法人が保育所事業だけをやっている間は、その分については経営上行き詰まることはないだろうと、恐らく。今政府がやろうとしているのは、はっきり言って改悪ですから、これは当局も私らも大いに反対しなければいけないと思うんですが、そういう問題があるにしても、保育所事業だけをやっている分については経営的に行き詰まる

ことはないだろうと。問題は、ほかの事業に手を出して失敗するということもあり得ると。だから、その点についてはどういう話し合いをしているのか。それはきちんと報告してくださいという質問をしていましたが、それは議案提案の際に説明しますということだったんですが、それも説明がありませんでした。

それから、法人登記がどういうふうに行われているのかということについても、2ページの資料では余りにも簡単過ぎるなという感じがするんですが。多分、社会福祉法人だから登記されていると思うんですけども、どういう中身で登記されているのかということについて、これは資料を出していただきたいんですけども。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

1点目の質問で、半年ぐらいの経営の状況がわかる資料ということだったんですけども、これにつきましては、補足説明資料ということでお手元に行っていませんでしたでしょうか。1枚もののA4で。

それでは、追加で出ささせていただきました資料について説明させていただきます。これは予算管理月報という形でいただいておりますのでございます。社会福祉法人の会計につきましては、社会福祉法第44条第2項において、毎会計年度終了後2月以内に事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成しなければならない旨が規定されてございます。その会計処理に当たりましては、社会福祉法人会計基準、これは平成12年2月17日厚生省、これは当時ですけれども、社会局長それから援護局長の連名で通知が定められておるところでございます。それに従って作成されるということでございます。

今回資料として提出させていただきました予算管理月報につきましては、同法に定める収支計算書のうち資金収支計算書に当たるものでございまして、この資金収支計算書は、支払い資金の収入及び支出の内容を明らかにするために作成されるもので、経常活動による収支、施設整備等による収支及び財務活動による収支に区分し、決算額を予算額と比較して記載するとされているものでございます。

なお、今回の資料は、本年4月1日から9月30日までの上半期分の収支内容でございます。

初めに、資料にあります経常活動による収支、施設整備等による収支、財務活動による収支が、それぞれどのような収支をあらわすかについて説明をさせていただきます。

まず、経常活動による収支ですが、これは経常的な事業活動、いわゆる保育業務にかかわる収入及び支出、これの中には受取利息配当金収入及び借入金利息支出を含みますけれども、これを記載したものでございます。

次に、施設整備等による収支でございますが、これは固定資産の取得に係る支出や固定資産の売却に係る収入、施設整備等補助金収入、施設整備等寄附金収入並びに経常活動による収支及び財務活動による収支に属さない収入及び支出を記載するものでございます。

次に、財務活動による収支ですが、これは資金の借り入れ及び返済、積み立て預金の積み立て及び取り崩し、投資有価証券の購入及び売却等資金の運用に係る収入及び支出、そういったものを記載するものでございます。

これら三つの収支により支払い資金の収支の内容が明らかになっているというものでございます。

次に、それぞれの収支について見てまいりますと、まず初めに経常活動による収支でございますが、本年4月から9月末までの収入は決算額の欄にありますように、運営費収入、寄附金収入、受取利息配当収入の合計で5,782万7,494円となっており、予算との対比では3,167万2,506円の収入未済となっております。収入率は64.6%でございます。なお、運営収入3,915万6,250円は、保育所における保育の実施等に関する運営費収入として本市からの委託料ということになります。本年度の委託金額9,397万5,000円のうち、4月分から8月分までの5カ月分、月額783万1,250円となっております。また、寄附金収入1,866万9,690円につきましては、社会福祉法人設立の際に大新東ヒューマンサービス株式会社から贈与を受けました基本財産並びに運用財産分でございます。

次に、支出でございますが、人件費、事務費及び事業費に係る支出の合計額は3,825万2,609円で、予算額8,751万7,348円との対比による執行率は43.7%でございます。これによりまして、上半期での経常活動資金の収支差額は1,957万4,885円の黒字となっております。

なお、上半期におきましては施設整備等による収支、財務活動による収支は計上されておりません。

このことによる上半期の資金収支差額の合計は、決算の欄の二でございますが、そのまま1,957万4,885円の黒字となるものでございます。

一番下の当期末支払資金残高の意味合いからしますと、上半期においては、保有する現金、貯金等の流動資産が流動負債を1,957万4,885円上回っている状態にあるということでございます。これがこの表の全体でございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

法人だから法人の責任で運営することにはなるんだけど、予算額と決算額の差が非常に大きいんですが、これは予算額は1年分だということはないですか。予算も半年分ですか。であれば、ちょっと開きが大き過ぎるような気がされているんですが、どういう説明をされているんですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

最初に申し上げればよかったのですが、予算に関しましては1年分の予算ということで、先ほど収入率、支出率の関係を御説明させていただいたところでございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

予算はやっぱり1年なのね。

それで、私ちょっと気になるのが、半年間で約2,000万円、1,957万4,000円お金が残ったんだね。私は、法人がスタートしたばかりなので、慎重にというか、経費をできるだけ抑えて、ある程度のお金を残そうとしたのかなと、そういうふうに考えたくなる気持ちもわかる。なるんだけど、保育所というのは基本的には保母が頑張っているわけです。保母だけではないね。保育士、栄養士、それから調理師等々が働いている。要するに職員が入所した子供たちを面倒見るというのが基本的な仕事です。人件費が2,457万5,000円、44.2%の構成比で。保育所でそんなに構成比低いのかなと、一般的に言って。それでいて、2,457万円の人件費に対して2,000万円近い利益が半年で出ているわけ。だから、普通、社会福祉法人の比率として、こういうものなのかなと。私は、人件費を非常に抑えて余剰金を出したのではないかという懸念を持ったんですが、違うのであれば、丁寧に説明してください。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

これ半年なものですから見方が非常に難しいというか、間違ってしまうところがあるかと思うんですけど、まず寄附金収入で1,866万9,690円が計上されているというところなんです。要するに、入りの部分でもう最初からその分は入ってきているということなんです。ですから、その差分しかありません。

実は、あかね保育所の現状を申し上げますと、非常に保育士たちに頑張ってもらっています。ですから、保護者の方々からの評価も非常に高いものがございます。そういった意味からしましても、働く従業員の方々に対してもしっかりとその辺は評価をしてやってくださいというふうに我々の側からもお願いをしております。したがって、御心配のような形には決してならないと思っておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

予算が1年分で決算が半年分だということになると、そういうことになるかな。安心しました。

それから、ほかの仕事に手を出した場合、そういうケースについてはどういうふうな話し合いをやっているんですか。これは定款とも関係あるんですけども、その辺の説明、お願いします。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

すみません、最初の質問だけに答えてしまいました。

定款の関係でございますけれども、非常にシンプルな形でつくられておりまして、まず第1条に目的のところがございます、社会福祉法にいうところの第2種社会福祉事業、保育所の経営ということしか定款には掲げておりません。

それから、これは定款の変更の手続になりますけれども、社会福祉法人の定款の変更は社会福祉法の33条定款の変更ということであるんですけれども、理事総数の3分2以上の同意を得て宮城県知事の認可を受けなければならないということになっております。宮城県知事の認可の前に社会福祉法人の方からその辺の相談というのは多分あるのだろうと。何せ、土地はこちらが持っているわけですので、その辺のコントロールは効くのだろうと思っております。

以上です。

○議長（石橋源一）

藤原議員、よろしいですか。藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

登記内容と定款のは資料として出してくださいということについては、どうですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

これはお出しできると思いますので、お出しさせていただきます。

○議長（石橋源一）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、休憩をしたいんですけれども、途中の時刻なものですから、25分まで。

午前 11 時 12 分 休憩

午前 11 時 24 分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

日程第 5 議案第 68 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

日程第 5、議案第 68 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 68 号 多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。これは先日開催されました説明会において議員各位に説明申し上げましたが、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間の医療費の伸び等を推計した結果、国民健康保険の財源に不足が生じることから、財源の確保を図るため、国民健康保険税の税率の改正等を行うものでございます。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

それでは、資料 2 の 4 ページをお願いいたします。

多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございますが、ただいま市長からお話し申し上げましたとおり、今回の改正に至る経過、詳細につきましては、9 月 24 日、10 月 25 日、11 月 26 日開催の議会説明会で御説明申し上げているものでございます。一連の説明を通じまして、一つとしては、平成 25 年度からの新しい高齢者医療制度が市町村の国民健康保険制度に大きな影響を及ぼすものであること、二つ目としましては、本市の国民健康保険特別会計の財政の現況が非常に厳しい状況にあり、今後の財政の見通しを立てたときには大きな財源不足が見込まれることなどを御説明申し上げまして、先日の 11 月の説

明会におきましては、平成 24 年度までの 3 年間は一般会計からの財政支援、つまり国民健康保険特別会計への法定外の繰り入れを行うことに対する御理解をお願いし、財源不足額のおおむね 2 分の 1 につきましては国民健康保険税の改正で対応していきたい旨、御説明をさせていただいたところでございました。

それでは、議案第 68 号関係資料、多賀城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明を申し上げます。

第 3 条につきましては、医療給付費に充てる基礎課税額の所得割額の率を「100 分の 5.9」から「100 分の 7.0」に改正するものでございます。

第 5 条につきましては、基礎課税額の均等割額を「2 万 3,760 円」から「2 万 6,880 円」に改正するものでございます。

次の 5 ページをごらんいただきたいと思います。

第 5 条の 2 につきましては、基礎課税額の平等割額を特定世帯以外の世帯にあつては「2 万 6,640 円」から「2 万 9,040 円」に、特定世帯にあつては「1 万 3,320 円」から「1 万 4,520 円」に改正するものでございます。

第 6 条につきましては、後期高齢者支援金等課税額の所得割の率を「100 分の 1.5」から「100 分の 2.0」に改正するものでございます。

第 7 条の 2 につきましては、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を「6,000 円」から「7,680 円」に改正するものでございます。

第 7 条の 3 につきましては、後期高齢者支援金等課税額の平等割額を特定世帯以外の世帯にあつては「6,840 円」から「8,400 円」に、特定世帯にあつては「3,420 円」から「4,200 円」に改正するものでございます。

第 8 条につきましては、介護納付金課税額の所得割の率を「100 分の 1.1」から「100 分の 1.4」に改正するものでございます。

次に、第 9 条の 2 につきましては、介護納付金課税額の均等割額を「8,160 円」から「8,640 円」に改正するものでございます。

次に、第 9 条の 3 につきましては、介護納付金課税額の平等割額を「4,680 円」から「5,400 円」に改正するものでございます。

6 ページをお願いいたします。

第 23 条第 1 号につきましては、7 割軽減の場合の軽減額を定めたものでございます。アにつきましては、基礎課税額の均等割額を「1 万 6,632 円」から「1 万 8,816 円」に、イにつきましては、平等割額を特定世帯以外の世帯にあつては「1 万 8,648 円」から「2 万 328 円」に、特定世帯にあつては「9,324 円」から「1 万 164 円」に、ウにつきましては、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を「4,200 円」から「5,376 円」に、エにつきましては、平等割額を特定以外の世帯にあつては「4,788 円」から「5,880 円」に、特定世帯にあつては「2,394 円」から「2,940 円」に、オにつきましては、介護納付金課税額の均等割額を「5,712 円」から「6,048 円」に、次の 7 ページをごらん願います、カにつきましては、平等割額を「3,276 円」から「3,780 円」に、それぞれ改正するものでございます。

次に、同じ第 23 条の第 2 号につきましては、5 割軽減の場合の軽減額を定めたものでございます。アにつきましては、基礎課税額の均等割額を「1 万 1,880 円」から「1 万 3,440

円」に、イにつきましては、平等割額を特定世帯以外の世帯にあつては「1万3,320円」から「1万4,520円」に、特定世帯にあつては「6,660円」から「7,260円」に、ウにつきましては、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を「3,000円」から「3,840円」に、エにつきましては、平等割額を特定世帯以外の世帯にあつては「3,420円」から「4,200円」に、特定世帯にあつては「1,710円」から「2,100円」に、オにつきましては、介護納付金課税額の均等割額を「4,080円」から「4,320円」に、カにつきましては、平等割額を「2,340円」から「2,700円」に、それぞれ改正するものでございます。

8ページをお願いいたします。

次に、第23条の第3号につきましては、2割軽減の場合の軽減額を定めたものでございます。アにつきましては、基礎課税額の均等割額を「4,752円」から「5,376円」に、イにつきましては、平等割額を特定世帯以外の世帯にあつては「5,328円」から「5,808円」に、特定世帯にあつては「2,660円」から「2,904円」に、ウにつきましては、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を「1,200円」から「1,536円」に、エにつきましては、平等割額を特定世帯以外の世帯にあつては「1,368円」から「1,680円」に、特定世帯にあつては「680円」から「840円」に、オにつきましては、介護納付金課税額の均等割額を「1,632円」から「1,728円」に、カにつきましては、平等割額を「936円」から「1,080円」に、それぞれ改正するものでございます。

9ページをごらん願います。

健康保険税率等の現行と改正案との比較表を上げさせていただきます。ただいま御説明を申し上げました税率、均等割や平等割の金額、軽減の場合の軽減額を一覧表にまとめたものでございます。御参照いただければと思います。

それでは、資料1の7ページをごらんいただきたいと存じます。

附則でございます。1の施行期日につきましては、この条例は平成23年4月1日から施行するものとしたものでございます。2の適用区分につきましては、この条例による改正後の多賀城市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。本案については、委員会条例第6条の規定により、22人の委員をもって構成する国民健康保険税条例の一部改正に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案については、22人の委員をもって構成する国民健康保険税条例の一部改正に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました国民健康保険税条例の一部改正に関する特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、全議員22人を指名いたします。

日程第6 議案第69号 指定管理者の指定について

○議長（石橋源一）

日程第6、議案第69号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第69号 指定管理者の指定についてであります。これは先日開催されました説明会において議員各位に説明申し上げましたが、平成23年度から平成27年度までの5年間に於いて多賀城市文化センターの管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

なお、詳細につきましては副教育長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

ただいま市長がお話を申し上げますが、先般の説明会において教育委員会懸案事業の御説明を申し上げたわけですが、その際、幾つかの追加資料の御請求がございましたが、大変失礼を申し上げます。本日、それらの資料を皆様のお手元にお届けいたしておりますので、お目通しをいただきまして、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細については副教育長が御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

それでは、議案第69号について御説明申し上げます。

初めに、11月26日に開催いたしました議員説明会において資料の追加提出を求められた件につきまして確認をさせていただきます。

まず、1点目は文化センター指定管理者選定委員会の概要を明らかにした資料につきまして4ページ以降に、御確認ください。2点目は、文化センターと体育施設の指定管理に係る予算、費目別の構成に関する資料につきましては9ページに。3点目は、文化センターの現在の委託業務と指定管理者による再委託予定業務の一覧表と施設に常勤する職員数に関す

る資料につきましては10、11ページに。4点目は、文化センター指定管理候補者であるJM 共同事業体の構成企業に係る財務諸表に関する資料につきましては12ページ以降に、それぞれ御用意させていただきました。

また、12月3日の議会運営委員会において再提出を求められておりました各選定委員の名簿と選定委員会の会議録の写しを本日お手元に御用意いたしましたので、御確認願いたいと思います。

それでは、文化センターの指定管理者指定について御説明をいたしますので、資料3の1ページをお開き願います。

1ページは、指定管理者指定に関するこれまでの取り組みの経過で、11月26日の議員説明会の分まで記載しております。内容につきましては議員説明会で説明しておりますので省略させていただきます。

2ページをお開き願います。

2、指定管理の概要で、(1)は指定管理者を指定する施設、(2)は指定管理者が行う業務の範囲、(3)は指定管理期間でございます。いずれも6月定例会において説明し御承認を賜りました内容でございます。

3、指定管理者候補者の概要ですが、(1)から次ページの(6)につきましては、先日の議員説明会で説明したとおりでございますが、(6)に各企業の指定管理の実績を追加掲載いたしました。JTBコミュニケーションズにつきましては、中野区もみじ山文化センターを初め11施設、三菱電機ビルテクノサービスにつきましては、記載の2施設の実績がございます。なお、このほかにも業務委託の受注実績は多数ございます。

4、指定管理者候補者の申請概要ですが、(1)の運営方針、基本理念、次の4ページをお開き願います、(2)指定管理料、(3)職員体制につきましても、先日の議員説明会で説明いたしておりますので、説明は省略させていただきます。

次の5が選定委員会の概要でございます。

(1)選定委員会委員構成ですが、市民会館文化事業協会から3名、文化センター利用団体協議会から1名、市民会館芸術鑑賞会員から1名、市職員が3名、以上8名で構成いたしました。委員の氏名は、本日お配りいたしました資料を参照願います。

(2)選定についてですが、6月24日に1回目の会議を開催し、募集要項や審査基準等について意見交換を行いました。その結果、5ページの上の表になりますが、6段階の点数で採点をすることにいたしました。

②ですが、9月25日に2回目の選定委員会を開催いたしました。各委員には、申請者から提出のあった提案書を事前に送付し、書類審査を行っております。この委員会では、書類審査と申請者から直接提案説明を聞くプレゼンテーションを行い、その後、総合評価方式による得点づけを行い、③にございまして、8名の委員による協議の結果、JMグループを第1候補に、東北共立グループを第2候補者に決定いたしました。

申請のあった二つのグループの集計結果を5ページ中ほどの表に掲載いたしましたが、獲得した得点合計では、JMの2,121点に対して共立グループが2,133点であり、12点、100点満点に換算すると0.4ポイントほど共立グループが上回りましたが、支持をした委員数ではJMが5人、共立グループが3人、また審査項目21項目中、JMが12項目で、共立グループが9項目で上回るという結果になりました。本日、会議録をお配りいたしました

が、選定委員会が最終的に導き出した結論の根拠の要約版でもございますので、上から順に朗読をさせていただきます。

初めに、JM を評価する意見です。

共立グループの指定管理料が年々増加するのに対し、JM は年々減少します。JM は経年運営で利用料の増加を見込んだ積極的な提案である。

運営の方針・理念、職員体制、維持管理体制のいずれも JM の提案がすぐれている。

プレゼンテーションの内容、運営、態度などは JM がすぐれていた。

エコと文化センターを関連させた提案は民間ならではの発想であり、評価できる。

職員体制は効率化されており、評価できる。

社員教育が本社での一律教育となっており、全社員の同レベルの教育を施すことが可能であり、安定している。

市民参加創造型の事業で、共立グループは以前開催実績のある市民ミュージカルを提案しているが、JM は朗読劇ワークショップなど新しい視点があり、市民と一緒に盛り上げていこうという意識を感じる。

平成 23 年は市制施行 40 周年に当たり、友好都市の関係にある天童、太宰府、奈良の各都市との交流事業を模索している。イベント企画と旅行手配の双方にノウハウがある企業が指定管理者になることはメリットである。

奈良、太宰府、多賀城のネットワークを生かした取り組みのアピールがあり、評価できる。

多賀城市を全国に発信するという JM の提案は、多賀城市のこれからのことを考えた提案である。

単に文化センターにとどまらず、多賀城市のことを全国に発信したいというアピールがあり、評価できる。

JM は全国展開、共立グループは東北エリアでの事業展開。全国での経験を持つ JM を評価したい。

関連会社である JTB の集客力・宣伝力は魅力である。

アジア音楽祭などをやると、宿、宿泊施設ですね、飛行機などの手配をお任せできるのは非常にありがたい。

安定か改革かという選択肢であるが、長年文化センターを見てきて、変わらなければならないと感じており、JM を選びたい。

こういった評価がございました。

一方、共立グループを評価する意見といたしましては、これまでの文化センターの委託業務実績があるので安定感がある。

職員研修費を予算化しており、また接遇訓練などを計画しており、評価できる。

再委託業務が少なく、丸投げやお任せにならない傾向が見え、評価できる。

事業の提案が、郷土芸能や演歌などを含みバラエティーに富んでおり、評価できる。

東北で事業展開を行っており、特に仙台市内のホールの指定管理実績を有しており、評価できる。

これまで利用に当たっては共立グループの方々と接してきており、安定感がある。

以上のような御意見のもと、21の評価項目はもちろん、各事業者の意気込みや説明のあり方など、さまざまな角度から議論を交わし、最終的に評価委員8名の総意としてJM共同企業体を第1候補者に選定したものでございます。

7、8ページには、選定委員会の評価シートを添付いたしました。審査項目、審査基準について御確認をいただきますとともに、JM及び共立グループの選定委員による得点がどうだったのかを御確認いただきたいと思います。

続きまして、9ページですが、これは中央の表が平成23年度の指定管理者による文化センター指定管理に係る収支計画書で、歳入歳出予算額と構成比率を、右側が体育施設の指定管理者による収支計画書で、予算額と構成比率を、左側には平成21年度の文化センターの決算額と構成比率を掲載いたしました。さきの議員説明会において人件費の構成比率についての質問をいただきましたが、ごらんいただきますように、文化センターの指定管理者が32.5%、体育施設が31%、平成21年度文化センター決算額では36.6%という構成になっております。こうして比較をしてみますと、それぞれ施設の特徴が出ており、文化センターの収入ではチケット販売による事業収入が高くなっており、体育施設の支出では、プールを抱えている関係から光熱水費の占める割合が高くなっております。

次の10ページをお開き願います。

10ページは、現在の文化センターの委託業務と施設内に常駐している従業員数を一覧表にしたものでございます。警備業務で2名が常駐しており、事務室に1名、西側の警備員室に1名が配置されております。機械設備運転業務では、地下に2名の同和興業の社員がおり、また舞台操作管理業務としては3名の東北共立の社員がおります。下から3段目の清掃業務でございますが、利用頻度に応じて常時2人から4人が従事しております。

11ページは、指定管理者による再委託業務の施設内事務従事者数でございます。記載のとおりとなっております、ほぼ現在と同様の人員が常駐する予定となっております。

12ページから21ページにつきましては、JM構成企業の財務諸表でございますが、さきの説明会では団体の概要という資料を添付いたしました。これは指定管理申請用の資料で、一般的な様式を活用したものでございます。財政状況の欄に損益計算書の抜粋を記載する様式となっておりますが、申請各社で当期損益と累積損益の解釈に違いがございました。その関係から、JTBコミュニケーションズが株主資本等変動計算書の利益剰余金期末残高を累積損益としていた関係上、両者の株主資本等変動計算書を添付いたしましたので、あわせてごらんいただきたいと思います。

最後に、信用調査につきましては、過去の指定管理者を教訓に各社の信用調査を行った結果、各社とも全国平均を上回る信用結果となっており、経営上の不安要素は認められず、契約当事者として妥当であると判断いたしましたものでございます。

以上で文化センターの指定管理者指定に関する説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

少々早うございますけれども、ここでお昼の休憩とさせていただきます。

再開は午後 1 時。

午前 11 時 52 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（石橋源一）

これより再開をいたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

きょういただいた追加資料の 2 ページなんですけれども、これを読ませていただくと、初めから副教育長が委員長というのは既定の事実のようにして進んでいるんです。市の職員でない委員から互選によって選んでいただいて委員長をやっていただくことはできなかったのか。なぜ、はなから、(4)にありますけれども、副教育長が委員長で副委員長を指名して、そこからのスタートということになったのか。その辺、具体的に教えいただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

これまでの説明会、例えば文化センターの利用者の団体であるとかさまざまな団体の方々から御意見をちょうだいして今日に至るわけですが、委員会をつくって、最終的には教育委員会としての決断が必要だということで、同数になった場合、または相当拮抗した場合、教育委員会の判断として決断をしたいということがありまして、内部で協議した結果、私が最終的には委員長をした方がいいだろうということで内部で決裁をもらって私が務めさせていただきました。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

可否同数にならないように 7 人。確かに、委員長以下 3 対 3 になる可能性、これは高いかもしれません。でも、これは……。私は、いきなり副教育長が委員長を、もう最初にそういう話がついていますからということで進めたような感があって、私からすると、もう少し民意というものを反映して……。この選定委員会の趣旨というものを市職員以外の皆さんにお話をすれば、その委員長職をできるくらいの識見とかそういうのを有した人を選んでいるんですね。だから、可否同数になるから困るからというのはちょっと納得いかなから、もう一回、どういう事情があったのか。それ以外にないのであれば、それが無い場合ですよ、副教育長があたかも委員長になって会をリードしたみたいな誤解を受けるような委員会構成というのは、いかがなものなんでしょうか。可否同数云々でなくて、ほかにも理由があったんでしょうか。だれが許可というか、あなたの説明では内部で検討して決裁いただいたみたいな話、私そう聞こえたんですけれども、それでいいのかどうかも含めて、もう一度御回答いただけませんか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

この件につきましては、教育委員会内部で教育長の決裁を受けまして、こういった方針で進めていきたいということで内部で統一を図って進めてまいりました。

ただ、今の昌浦議員の御指摘も一つの考え方だと思いますので、今後こういった選定委員会を開催する場合には十分配慮したいと思います。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

いわゆる官主導というふうにとられるようなことは、これからは少し慎んだ方がよろしいんじゃないでしょうか。そうでないと、いきなり特定の恣意を持って委員会をリードしたみたいに……。この議事録を読んでもそうではない、いろいろな委員たちの御意見も出ているから。ただ、受け取り方というのがあるんです。知らない人が受け取ったとき、委員長が副教育長だったと。そういうふうにならないように。透明性を確保するのであれば、市の職員というの少し外れた位置にいて、十分な議論をしていただいた方がよりいいのではないかなと私思ったものですから、ちょっと思いのたけを申し上げただけけれども、今度は御配慮いただいた方がよろしいんじゃないかと思います。

それから、この間の説明会でお話ししていました、施設長の750万円というのは東京プライスなんですか。東京プライスで750万円なのか。あなた方は750万円というのをどう受けとめているのかだけお聞きしたいと思います。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

資料の4ページにもう一度掲載させていただきましたが、職員の給料につきましては、その会社、いわゆる企業の独自性がございますので、この金額そのものは決して高いというふうには我々は思っておりません。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。

7番森議員。

○7番（森 長一郎議員）

若干お伺いしておきたいことがあります。二、三日前の河北新報だったですか、美里町で町民会館の指定管理者が3年の契約なんですけど2年で引き上げたところで訴訟が起こりまして、要は剰余金が出ている、その剰余金の返還についての訴訟でありました。1審は町側が敗訴しております。要は、剰余金として訴えたんですが、収入であるというふうな裁判所の裁定でした。それを不服として今町は控訴しているのでありますが、その辺

のところで、もしそういう場合、防げる手段はあると思うんですが、その辺の法整備に関して伺っておきたいと思います。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

この件につきましては私どもも関心がございましたので、美里町の方に確認を何度かさせて頂いているんですが、情報については提供していただけなかったということで、新聞紙上またはインターネット上で知り得る範囲内でお答えさせていただきたいと思います。

まず、議員御指摘のとおり、町が敗訴したということでございます。内容なんです、施設の改修または整備に当たって、事業者側と行政側が少し対立をしてしまったという経過があったようでございます。その中で、事業者側は、それならばもう撤退をするということを示意表明して撤退したわけですが、その際に利益の一部を町に返還するべきだという町側の考え方と、それから事業者側は独自の利益、事業収入であったために返還しないということになって訴訟になった。

この利益の部分でございますが、小牛田町文化会館という私たちの施設と同等の施設でございますので私も興味があったんですが、チケットの販売収入であったりとかということで、どうも裁判の結果といたしましては、事業者側の独自の努力によって生み出された収益であるという判断が今回裁判の結果だったと受けとめております。したがって、年度途中で、例えば今回は2年丸々過ぎてしまったんですけれども、年度の途中で撤退ということになれば半年分の委託料は返還してもらおうというのは当然ですが、委託料の中には人件費であるとか水道光熱費、そういったものもございまして、そういったものの支出、適用された支出については、それは返還の義務はない。したがって、収益の中身が問題になったというふうに理解しております。

参考までにですが、私どもも今度事業者の方と委託契約を結ぶといたしますか指定管理者の契約を結ぶに当たりましては、この辺も十分加味して、契約の内容にそういったトラブルが起きないように十分吟味してまいりたいと思っております。

○議長（石橋源一）

森議員。

○7番（森 長一郎議員）

委託先に関しては必死になって運営に頑張ってください、それから行政側としては市民・町民の税金を本当に効率的に活用するということで、なかなかせめぎ合いが出てくるんだろうなというふうなところがあります。いざそういう場合には、途中で、あかね保育所の件もあったんですが、途中で解約される場合は、実は行政側も迷惑をこうむるところだと思っております。ということで、まずその辺の法整備、決して市民の税金がむだにならないように、またその以前にもめないようにというか、法整備をきちっとしていただいて、契約上、後々問題が残らないようにしていただければなというふうに思います。答弁は結構です。よろしくどうぞお願いします。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

3 番深谷議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

まず、昌浦議員の答弁に関して、委員長が副教育長だということで、それは要綱にうたわれている内容なんですけれども、その辺も検討……、ちょっと最初に言った文言について忘れちゃったんですが、要綱も書きかえるというようなことで、市民の中から選ぶとか、そういった部分をこの要綱に書き加えるということなのか、それともこれはこのままいて、第 10 条の「要綱に定めるもののほか」、委任の部分ですね、「委員長が委員会に諮って定める」という部分で、ほかの要綱で定めることにするのか、まずその 1 点をお伺いさせていただきたい部分と、それから昌浦議員の答弁で、点数が拮抗する部分のお話云々がございましたが、その部分に関しては、この選定委員会を進める上で想定していた内容なのか、想定していなかった内容なのかという部分を、今私が聞いた感触では副教育長は想定していたのかなというふうに感じたので、その部分をまず教えてください。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

まず、この要綱についてでございますが、この要綱は選定をするために設けられた要綱ということでございます。したがって、2 回目の委員会終了後に、議事録を見ていただくとおわかりかと思いますが、本日で委員の選任を解くということで、委員会そのものは終了させていただいたということで考えております。

先ほど昌浦議員の方にもお答えいたしました。もし万が一、この要綱に沿ってもう一度委員会を招集または開催しなければならないという事案が生じたのであれば、そのときに要綱の改正をして十分配慮してまいりたい、このように考えております。

それから、2 点目でございますが、点数が拮抗するかどうかということについて想定をしていたかどうかということでございますけれども、内容的には非常に難しい選定になるのではないかと申請書の段階では私も思っておりました。

以上です。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

まず、選定委員会、議事録に載っているとおりだと思うんですけども、あくまで指定管理者というこの制度で、今回 5 年の委託ということになります。また 5 年後には今回の JM 共同体の方になるかどうかということはわかりませんよね。そういう部分を含めれば、また選定委員会というものを必ず設置しなければいけないのかなと思います。ですので、要綱の部分に関して、先ほど昌浦議員から提案のあった部分についても、事細かに記入しておくべきだろうと。次回の選定委員会が開催される場合には、2 回目以降とか、またほかの場合の指定管理者のことを考えたとき、そういった部分は必ず示すべきだろうと思います。

それから、拮抗する部分ということで、点数を出したという部分がございましたね。全体の合計点数で見れば JM が 2,121 点、共立が 2,133 点、このように拮抗して、議事録のとおり、話し合いで最終的には決めたと。今回いろいろと僕も僕なりに勉強させていただき

まして、要綱の中でももう少し事細かに整えておくべきものがたくさんあったのかなと。と言いますのは、例えば拮抗するようなことが副教育長は想定されるかもしれないというのがどこかであったという場合には、そういった部分を、例えば何点から何点までの差が開いたときには最終的な話し合いでもって決めるというような内容も具体的に文字に置きかえてこれに示しておかないと、我々が何を基準で選定委員会が選んだものを市長が提案して、それを我々の判断で諮るときに何を物差しにしてやるかということ、何を物差しにしているかよくわからないんです、まず。それで、細かい部分で言うと、会議の議事、委員会の議事については出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによると。話し合いで決めるとはどこにも書いていないんです。そういった細かい部分もちゃんと要綱に定めた上で、選定委員の皆さんにお話をして、話し合いをしながら決定方法を決めるのではなくて、事前にちゃんと決めた上でその辺をやっていたら決める方法を決めながら会が進んでいって、どういう方向に行くかということ、最終的には選定委員たちの気持ちになるわけです。その気持ちという部分もあらわすのにこの点数で出た部分が、こういったときで点数に若干の差があって、支持する選定委員の数で言えば5人と3人という結果になった。そういう部分、議事録にも載っていて、私も点数を両方のやつを見比べたときに、予算の部分の過重評価した部分が差として大きく出ている部分でと。そういう部分もあって、最終的に均衡したときに話し合いで決めたという部分が僕は最初すごく引っかけたんです。というのは、前段でお話しした内容がすべてなんですけれども。そういうふうに、物を決めるときの方法は、会議を進めながら決めるのではなくて、前段で必ず決めて、決めた上で選定委員の方々と話し合いをして決するのだったらわかるんですけれども。その方法はちゃんと最初にこれから決めてほしいんですけれども。まず、その一つ、お願いします。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

議員おっしゃるとおり、できるだけ詳細に、後でトラブルが生じないように、そういった決め方をすることが望ましいというふうに思います。今後、参考にさせていただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3番（深谷晃祐議員）

それから、あくまで選定委員会というのは第1候補と第2候補を決めるところであって、上程しているのは市長でありますので、市長に御質問等をさせていただきたいと思います。

まず、資料3の評価の要旨の部分、JMを評価する意見として、「共立グループの指定管理料が年々増加するのに対しJMは年々減少する、JMは経年運営で利用料の増加を見込んだ積極的な提案だ」と。この前段の部分、「共立グループの指定管理料が年々増加するのに対し」という部分を抜いて、JMは年々減少します。ただ、指定管理として渡す期間は5年であって、その5年のトータルで見たときにどうかということ、議事録に載っているとおり、共立の方が安い。この文章だけでそのようにとれば、共立グループは指定管理料が年々増加する。その積極的な予算という部分だけをJMの方の評価ということでもいいんですけども、これはトータルで見た場合には共立グループの方が少ないけれども予算的には予算の組み方としてJMの方が積極的な姿勢が見られたというふうに書くのが本筋ですよ。

そういう部分、我々この議事録というものが出なければ、これだけを見て判断するとなったときに、これが公正な資料かと言ったら、正直、疑う部分があったんです。なので、そういう部分も含めて、今回こういうことがあったということで、議事録はこれからは必ず添付してください。こちらからの資料請求がなくても、こういった会議の議事録を提出してもらえば、文言の精査もできるし、我々評価するものに対して選定委員会を信じる、信じないとか、僕は別に信者でもないの、何か物差しではかるときに、その物差しが必要になるので、こういういい評価の意見があるから、じゃあここでいいかというような判断で我々は選ぶべきではないと思うので。そういった部分はちゃんとした文言を載せる場合には載せていただきたいと思いますので、これは要望しておきます。

それから、市長になんですが、選定委員会からこの1次候補、2次候補というものを受けて、市長が1次候補でいだろう、一番すぐれているだろうと思った点はどちらですか。

○議長（石橋源一）

市長にお答えを求めているわけですか。（「はい」の声あり）市長、いかがですか。市長。

○市長（菊地健次郎）

これは、選定委員会のいろいろな意見を受けて、その報告を聞いた上で私ら、私自身だけでないですよ、これは。最終的には私が決着するわけでございますけれども、部長と行政経営会議で皆さんのかんかんがくがくたる議論を経た上で決定したわけございまして、最終的には私が決定したことには間違いはございません。ただ、私自身もずっと議事録を読ませていただいて見たところ、全国的な視点から言うと、JMの方が上なのかなと。それから、共立はどちらかという東北に偏っているということもございまして、先ほども出ましたけれども、評価としては差がなかったけれども、選考委員の方々5人対3人でJMの方が多かったということもございまして。

それから、この文化事業協会の私自身が理事長をやっているという関係もございまして、文化事業協会の3人の方がそれなりに入っています。この方々は、いつもいろいろな話をしているも本当にすばらしい意見を持っている方々でございまして、こういう方々が選考委員会に入っていたというのは非常に私自身うれしい気持ちでございまして、こういう方々の意見をずっと眺めさせていただいた結果、やはりこれからの指定管理者に当たって改革的な意見を持ったのがJM、安定的な意見を持ったのが共立という感が否めない感じがいたしました。そういう意味から言うと、やっぱりJMという感じに至った次第でございます。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3番（深谷晃祐議員）

今、私が市長に求めたかったのは、市長が提出者なので当たり前なことなんですけれども、市長が決断したという言葉が必要不可欠かなというふうに思ったので。選定委員会から1次候補として上がってきたもので私たち協議をして決めたと言っても、責任が選定委員会の方に、最終的に私たちが決めたところで決まったという結果にはなったけれども、最終的にはそこを市長が決断したということになれば、選定委員会の方々が決めたというのは大変に重いことなわけですよ、5億7,000万円も動くような指定管理者の事業を選定委員会の中で1次候補を決めて、それを市長に提案するわけですので。そういった部分の市長の決断を聞きたかった御質問でございました。

そこで、選定に当たって出てきたのかこないのかという部分も含めてお伺いしたいのは、先ほど市長がおっしゃられました文化事業協会の理事長をされていて、文化事業協会は今後どういうふうに位置づけとしてお考えなのかということと、今、文化事業協会の方に補助金の残高があると思うんですけども、そちらについてはどのように考えているのか、これをお伺いします。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

これまで文化センターで行ういわゆる視覚型の芸術文化の提供につきましては、ここ多賀城市民会館文化事業協会ということで、もう 20 数年来、事業を選定していただきました。いろいろな御意見をちょうだいいたしました。今まで文化事業協会で行っていた事業を今度は指定管理者に行っていたとということになります。しかし、文化事業のレベルや内容、そういったものについては、私たちの行政職員だけではなかなかそういう選定作業というのは難しいので、この文化事業協会の方々に委員として当面残っていただいて、次年度以降行われる事業の選定やその内容についての御意見をちょうだいする、そういった組織として来年以降も継続して残したいというふうにご考えてございます。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

今、文化事業協会に基金として残っている部分がありますね、財源が。その財源はどこに行くのかというのをお答えいただきたい部分と、文化センターの今の、そういう答弁かなと思ったんですが、指定管理者募集の趣旨で、多賀城文化センター運営管理に民間の能力、ノウハウ、ネットワークなどを導入し、さらなる効率性を確保するとともに、多賀城市民会館事業の量的・質的充実を図り、良質な芸術文化の提供等を市民に図るとあるんですが、今まで以上に文化事業を自主事業、共催事業として開催していた文化事業協会よりも質的にも量的にもいいものを提供するために指定管理者を導入するのであれば、文化事業協会としての諮問というのは果たして必要かどうかという部分なんですけれども、そこはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

まず、財源の問題につきましては、これは財源としては不必要でございますので、一括返還をしてもらおうと考えております。

それから、今回文化センターを指定管理者にするに当たりましては、そもそも制度、いわゆる事業の内容、そういったものがまだ未知数の部分がございます。したがって、数年間は行政と一緒に二人三脚で歩んでいただければということで、事業者とはこれからそんな関係で、よりよいものをお互いに話し合いの中で模索してまいりたい、このように考えております。その場合の専門的な御意見をちょうだいする組織として何年間かは残したい、このように考えております。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3番（深谷晃祐議員）

今のはよくわからないんですが、要は芸術文化事業の量的・質的充実とは何かというふう
にこの指定管理に関する質問に回答しております、生涯学習課で。そこでは、仕様書には
18年度から20年度までの事業実績を、今回21年度実績を、また22年度予定をお示しし
ましたと。これまで市が行ってきたこれらの事業と比較をして、量的・質的に充実させたい
というのが指定管理者制度導入のねらいとしていますと。今まで以上にいいものをする
団体に指定管理をお願いするのに、今まで既存の事業をしていた人たちと……、何か整合
性がこの回答からよく理解できないんですけれども。もう一回お願いします。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

芸術文化の程度、質的なレベルというのは、人それぞれによって好みの問題もあろうかと思
います。したがって、そういった芸術文化の世界で長年経験を有している方々に専門
的な意見をいただきたいということが先ほど申した趣旨でございますので、もちろん事
業者は、来年度の事業、こういったものを提供したいということで我々の方に事業の案と
いうものを事前に御提示いただくこととなりますが、そのことに関しての質的な考え方、
そういったものを御相談させていただく、いわゆる諮問機関的な、そんな考え方を持って
おります。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3番（深谷晃祐議員）

要は、安定から変革を求めたわけですね、今回は、指定管理者で。なのに今までのどうこ
うという部分は、僕は正直はっきり言って必要ないかなと。その方がJMの方で事業運営す
るに当たって、よりやりやすいのではないかなと。一々自分たちがしたい事業で、これだ
ったらインセンティブの部分で収益のチケット収入が上げられる、でも文化事業協会で反
対されるとしたら、自分たちのしたい事業もできないですね。そうなる可能性も含んで
いますよね。そうなのであれば、そういった部分の仕組みづくりも今のうちにちゃんとし
ておかないと、JTBの方で大変かなと思うので、もう一回そこをお願いしたいんですけれ
ども。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

はい、御意見として承っておきます。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

承って会議した結果、もしよければ後で教えてください。

それから、指定管理者の部分でお願いと御回答いただきたいんですが、先ほど言ったように、物差しという部分が必要です。JMの年々減少するという予算、5年間分出ていますね、今、現時点で。第1候補者となってからもう一度会議を持って、ここに提出されている資料3の4ページの(2)の指定管理料ということになっております。この部分は、今後5年間これでやるということでもまず間違いないと思うんですけども、その中で、評価する御意見の中に、年々減少するという、チケット収入の増を見込んでいますね。そのチケット収入の増という部分を具体的に実現していく能力とさまざまなものがあっての御提案だと思んですが、そういった部分を実質的に検証するための資料として、収支予算の、9ページにあるような、24、25、26、27というふうにその部分の、プレゼンの資料の中にありましたね、あの部分は5年間として提出していただきたい部分と、それから支出の部分に関しては今後どういうふうになっていくか、5年間の部分で。チケット収入の増によって指定管理料は下がってくるという計算ですよ。こういった部分についても、決算のときは年度ごとに、そういった部分の資料として、ください。

そういった部分で、理想と現実が違ってチケット収入が上がらなかった、結果として指定管理料が上がってしまったとなったら、これは全部本末転倒の話になってしまうので、そういった部分も含めて我々としては検証する義務があると思いますので、その辺の資料の提出もお願いしたいと思います。それはまずよろしいでしょうか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

9ページでございますが、これは申請された資料には5年間分掲載されてございます。したがって、先ほどはチケット収入が大きなものとしてございますが、もちろん指定管理者は今後利用の増加も図ってまいりたいということで、利用料の増加、それからチケット収入の増加ということでございます。先ほど森議員からもお話がございましたが、民間事業者ということで収入増を今後図ってまいりたいという事業者の考え方がございます。収入を増加させる半面、その収益の一部を今回私どもの指定管理者の委託料を年々引き下げていきたいということがプレゼンテーションでお話がありました。したがって、企業も企業努力として収益を頑張るよ、でもその一部は行政の方にも、見返りというと変ですけども、指定管理料を軽減させていくという考え方を新たに導入したと。これまでの指定管理者の導入に当たって、このような考え方を提示された事業者というのは少なくとも私は見たことがございません。委員たちもこの点についてはちょっとびっくりなさったようでございます。それが1点目。

それから、2点目につきましては、今後5年分の申請に基づいたこれと同じような表につきましては、あくまでも予算案でございまして、お出ししたいと思います。なお、今後毎年決算審議がございまして、そういったときにも決算状況がどのようになっているのか資料としてお出ししたい、このように考えております。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3 番（深谷晃祐議員）

わかりました。では、それは提出としてよろしくお願いします。

それから、ちょっと話が行ったり来たりするんですが、ちょうど鈴木委員長の議事録の部分で、予算の部分で、私も積極的な予算案だなとすごく感心しました。それを見たときに、両方を比べたら、そこは素直な気持ちで雲泥の差かなと。積極的な姿勢というのは本当にすごいなと。それと同時に、東京という首都圏と地方の差というのもこれぐらいあるのかなというのを同時に感じました。

ただ、あくまで5年間です。5年終わった後に、また選定という部分が出てきます。ここに鈴木委員長のお話が載っているんですけども、最終的には5年ではB社の方が少ないんですけども、6年目、10年目と考えていったときに、5年以降は変わるかもしれません。5年だけを考えれば、6年、10年ということはまだ早いわけです。そういう部分は、今後会議をして委員長をするかしないか、また副教育長が選定委員会にどうかかわりませんが、申し伝えとして、あくまで5年のスパンでやることなので、こういう発言は周りの委員に対しても「そうかな」と。6年後にJTBが請け負うとは限らないので、そういった部分の意見は控えて会議をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それと、選定に関する今後の課題という部分でも、きょう上がってきたもので議決を経れば晴れてJTBになる。先ほど来口にしている2期目という部分の選定というのは、もう今から考えていってほしいなと思うんです。というのは、僕が参考にしているのが「指定管理者制度の現状と今後の課題」という、財団法人地方自治総合研究所といろいろな研究所が一緒にやっているんですが、その中に、JTBに指定管理者が例えば決まって、その運営の実績が重視されてしまうと、現在の指定管理者にとっては有利であるけれども、今後選定でもっとよりいいところが出てくるときの定義がわからなくなってしまう。運営実績よりも事業の計画とかが重視される部分になってしまうと、今度は新しいところが有利になってしまう。だから、今後そういうポイントで、2期目以降の選定は1期目以上に難しい部分が多々あるのではないかなと見ました。そういう部分については、今検討は始めているのか始めていないのかという部分をお伺いします。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

まず1点目、6年目以降の記載のあり方ということで御提案をいただいたわけですが、私の気持ちとしましては、さっきの美里町の件、それから共立の件ということで、例えば委託料が毎年上がって行って5年目に上がった金額が実績として残っている事業者と、5年目に委託料が現実に下がっている事業者とあった場合に、それは多分2期目以降に大きく影響してくるのだろうと。実績として委託料が下がっているという実績がありますので、それをベースに多分2期目以降は推移していくのだろうと。それはあくまでも金額の面でということ。そういったことがありますので、それが一番大きな1点。

ちょっと誤解を招くような表記の仕方があったのだとすれば、それは訂正をさせていただきたいと思います。

それから、2期目を今からということですが、もちろん5年という期間ということはあるんですけども、2期目をどのようにするかということについても内部の方ではそういったことを目途にいろいろ検討を重ねて行って、よりよい指定管理者制度にしていきたいと考えております。

○議長（石橋源一）

深谷議員。

○3番（深谷晃祐議員）

制度というのはつくられた時点では遅いとよく言いますよね。それと一緒に、指定管理者が決まった時点で次のことを考えていくということなのかなと。今回これをきっかけに、いろいろなところの指定管理者を勉強させていただきました。そうすると、多賀城というのはとても事細かに、これでも事細かに決めている方なんです。ほかの市町村から比べれば本当に雲泥の差になるぐらいやっているんですけれども、でもいろいろ調べると、ここはもうちょっとこうの方がいい、ああした方がいい、そういう行政側としての課題もあるし、2期目以降の考え方として、そういう部分も踏まえた上で、例えば企業に対するモニタリングだとか市民とか利用者に対するアンケートだとか、そういう部分を使うのに文化事業協会を使って、民間の意見を参考にする機関としてそこを持つとか。あくまで事業に対して文化事業協会は僕はタッチすべきではないだろうというふうに思っていますので、そこは検討してみてください。

ただ、2期目以降という部分も、もう考えていておかしくないし、それから評議委員会という制度を使ってやっているところもあります。評議委員会制度を使って単年度ごとに問題を洗い出しして行って、次年度以降、協議をしながら、2年目、3年目とつなげていけば、最終的には5年後にもっといいものになっているという可能性もあるので、評議員という制度も上手に活用してみてもいいのではないかと。これは意見として申し添えておきます。

僕は言いたいことがいっぱいあったんですけれども、一回ここでやめます。

○議長（石橋源一）

10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

まず、資料3の12ページで、株式会社JTBコミュニケーションズの貸借対照表が出ています。流動資産が18億7,500万円、流動負債が17億2,700万円、だから正味の運転資本は1億5,000万円にならない、その程度です。それについてはどういう評価をされていますか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

今の御指摘でございますけれども、この財務諸表、貸借対照表、損益計算書の詳細の分析の方法については、大変申しわけないんですが、我々もまだまだ勉強不足の点がございます。今回信用調査をやりまして、一般的な財務諸表の分析のチャートを出していただきました。その中では、おっしゃるように、今おっしゃったのは流動比率ですね、流動比率は確かに低いというような意見が出ております。ただ、全体的に安全性あるいは収益性、効率性ともに一般の企業に対して低いということでは決してありませんという一定の評価をいただいておりますので、そういう評価をさせていただいたということでもあります。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

多分、大手の子会社ということになるのかもしれませんが、18億7,500万円のうち正味の運転資本が1億4,000万円ちょっとしかないというのはちょっと意外だったので、お尋ねしてみました。

それから、追加資料でいただいた議事録の23ページ、下から3分の1ぐらいのところなんですけれども、「このままの状態です」というところがあるんです。「このままの状態ですとB社の方が上になりますが、皆さん8人の審査委員の上限、下限を切るとA社の方が優位になってしまうことになります」と。これは鈴木委員長がそのように話をされています。これはどういうことなのか。それから、こういうふうな選び方は事前に予定されていたものなのかということについてお答えいただきます。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

これは、選定委員会の中である委員が、いろいろなこういった審査をするときに、いろいろな人の評定の仕方が違うということで、ある特定の人が特別に高い点数をつけてしまうと本来の結果が出ないということがありまして、平均値を出す場合に上と下を切って出す方法があるという言葉がございました。そういったことを受けて、私が計算をしてみましたら、上と下を切って中、8人だったんですけれども、6人の平均を出すとA社の方が上位に来るということで、8人のうち特定の1人が少し高い点数をつけたということがうかがえるということでございます。

あと1点は何でしたか……（「それはあらかじめ決められた」の声あり）失礼しました。それはあらかじめ決められたことではなくて、委員会の中である委員がお話しされたことを受けて、あえてそのお話をさせていただきました。あらかじめは決められておりません。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

どうなんです、そういうやり方というのは不透明な部分に属すると言われてもしようがないのではないかと。10ページに1回目の選定委員会の決定事項が書いてあるんです。その中には、そのようなことは書いていないんです。もしそういうことをやるんだったら、最初からこの決定事項で決めておかなければいけない問題だったのではないかと思うんだけれども、非常に変な感じがするんだね、その辺については。そういうやり方をやっていったら、いろいろ点数の出し方をやってみて、どうでもできると。どうでも理屈づけができるということになりますよ、そういうことをやっていったら。ということで、私は非常に疑問に思ったんですけれども、再度答弁をお願いします。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

先ほどもお話しさせていただきましたけれども、まだまだ私たちもこういう経験が浅くて、そういう決め方ができなかったということについては反省させていただいて今後につなげたいと思っておりますが、議事録の中にもございますけれども、相当の差が一気についてしまえば、これは議論の余地がない。相当もめたということがあります。いわゆる拮抗していたということです。したがって、各委員からは、2回目の会議のときにも、さまざまな意見が出ました。今そういったことを決められていないのではないかと。確かに決められてはおりません。できればそういうことを決めて2回目の会議に臨めばよかったのかなというふうには思っておりますけれども。しかしながら、2回目の会議では各委員、8人の委員で、さまざまな角度から議論をさせていただいた、その結果の一つとしてそういった文言が記載されているということで御理解をいただければというふうに思います。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

単純に言うと、私はどちらにしろというのは言うつもりもないんだけど、単純に言うと、2,121点と2,133点とを比べたら2,133点の方が多ということになる、けども違う結論が出てしまうわけだ。だから、私はだれが見ても納得できるような選定基準をきちんとやって。途中で都合いいように……、だれが決めたかわからないけれども、決めてね、そういうのは私はうまくないと思います。どうですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

確かに、そういう御意見もあろうかと思えます。先ほど深谷議員にもお答えしましたが、委員会の設置要綱の中には多数決でというふうなことがございました。多数決という言葉は適切かどうかわかりませんが、少なくとも単に多数決ということで決めていいのかということを選定委員の方々と十分議論した結果、このような結果になったわけですが、多数決だけで言えば5対3、結論から言えば、こういうことだろうと思えます。

しかし、これまで社会教育委員会や教育委員会に、それから行政経営会議、さまざまなテーブルにこの案件を出して、皆様に御理解をいただくために委員たちは相当気を使って、いろいろな角度から議論をした、その結果のあらわれとしてこのような形になったということをお理解いただければというふうに思います。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

それから、私がもう一つ疑問に思ったのは、JTBの関連会社だと。だから、そういうところが指定管理者を受けてくれば、あたかも太宰府や奈良からお客さんと呼べるかなのようなことを書いているんです。そういう意見を述べている人が非常に多いわけ。私は、そういう事業というのは市が一生懸命やって交流するというのはあると思うんだけど、文化センターの運営を受けた業者がそういう企画をやって、太宰府や奈良からお客さんと呼んでくれる、あの1,200何十席のうち何割を占めるかわからないんだけど、そういうことは実際考えられるんだろうかと。まず私は非常にそこを思います。逆を考えて、太宰

府や奈良の文化センターで私らが関心を持つような企画がやられたとする。入場料は5,000円だった、あるいは7,000円だったと。「あっ、行って話を聞きたいな」。奈良まで幾らかかったかな。太宰府は1泊しないと帰ってこられないです。太宰府、奈良ね。そうすると何万円という金がかかるわけ。そういうふうなところを異常に過大に評価しているのではないかという気がしているんです。現実的ではないのではないかと。多賀城側から、例えばだれそれさんのコンサートがある、「太宰府にじゃあ行ってみたい、そうだ、JTBが文化センターの管理者だ、よしそれ使って行こう」と、そういうものではないのではないかと。だから、余りにも一面的な過大評価をしているのではないかと私はこれを読んだときうんと強く感じたんですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

なかなか今回はプレゼンテーションをしたときの中身がちょっと抜けている、いわゆる事業者のプレゼンが抜けているということも一つはあります。ですから、今議員がおっしゃったように、奈良や太宰府から通常のコンサートにお客様をお呼びするということでは考え方としてはちょっと違っています。もしそういうふうに取り取れるのだとすれば、これは会議録の方もそういう意味ではなくて、私が補足説明すればよかったのかもしれませんが。

実は、一番大きな違いは文化交流ということを新たに視点に盛り込んだということです。その一つは、朗読劇ワークショップをこの5年間のうちに、来年から手がけて。来年は40周年なんですけれども、そのことが少しくローズアップされて活字として載ってしまっただけであれなんです、この5年間の間には、そういった市民組織の朗読劇を少人数であっても、奈良や太宰府で文化交流が行えたらいいのではないかとJMの御提案でございいます。これも大きな視点でした。我々も姉妹都市を結んで、なかなか年数がたっていくと交流が少し緩慢になってくるというふうなこともありまして、観光であったり、こういった文化交流であったり、そういったものをどういうふうに関後につくっていくかというのを模索している状況です。そういう中でこのような斬新な提案をしていただいたということに触手が動いたのかなということとございいます。一方は市民ミュージカル。これも当然芸術文化の草分けでございいますので、いい提案ではございいますけれども、たまたまそういった文化交流ということが主でございましたので、その辺、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

文化センターの利用者というのは、どういう範囲の人たちを主として考えているんですか。私はやっぱり多賀城市民に質のよい文化提供するというのが一番だと思うんです。もっと広げて仙台文化圏もある。もっと広げて宮城県内ということもある。場合によっては山形からも近いし、一関あたり、岩手の県南、あるいは福島県の県北あたりからも来られるかもしれない。私は多賀城市の文化センターの客層といいますか、そういうことを考えた場合には、今どこでもこういう施設があるわけだから、そういう地域だと思うんです。だから私は、文化交流にしても、多賀城市全体の課題であったり行政の課題であったりするんだけれども、文化交流をやるにしたって、それほど大きなウエートを占めて、それで選ぶよ

うなものではないのではないかと。多賀城の文化センターというのは多賀城市を中心とした近隣の人たちからたくさん来てもらえるような企画をやっていくというのが必要なのであって。文化交流なんていうのを毎月毎月やっているわけにもいかないから。年に1回とか2回とか、そういうものでしょう。だから私は、皆さんの議論を聞いていると、余りにもそこにどどどんと行っちゃったのではないかなと。どうもこの議事録を読んでいるとそういう気がするんだね。心配し過ぎですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

実際に例えばこの事業を立ち上げようとしたら、相当多分難しい障害があるのだろうと思います。ただ、私どもお昼休みやなんかに食事しながら委員とお話ししたんですが、例えば5人ぐらいの朗読劇があって、それが向こうに行ったら、向こうの文化会館の人が自主事業で扱ってくれて、チケットを販売して、多賀城の朗読劇が向こうで上演される。逆に、奈良や太宰府の朗読劇になるか市民ミュージカルになるかわかりませんが、向こうの方々がこちらに来て、多賀城が太宰府の歴史を知れるような市民ミュージカルをここで見られる、チケットが2,000円だった、仮にですよ、3回公演やった、それで旅費が賄えて、市民の文化交流ができれば、できるかどうかはわかりませんが、でもそういう夢を持ってこの5年間事業者がやりたいということについては、仮にできないにしても、そういう夢を持ったということが多分委員に高く評価されたのではないかというふうに感じております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

私は、そのこと自体は否定しませんよ、いいことだから。けども、文化センターの指定管理をどこにゆだねるかというときに、それが中心ではないだろうとやっぱり私は思うんだな。それは指摘しておきます。

それから、鈴木委員長が驚くようなことを言っているんです、ここで、19ページ。図書館はきょうはこのテーマではないから問題にだけしておいて、私は補正のときに聞きますから。ただ、問題だけ指摘しておきます。19ページ、真ん中。

多賀城市では現在、図書館のアウトソーシングの検討が進められています。そこの司書の能力がすぐれているからうまく運営できるという話があります。しかし、技術的にすぐれた能力を持つ司書がたくさんいればよい図書館かと言えば、そうでもない。司書の資格がなくても、それと同等の能力を有していて、むしろ地元の区長などがフェース・トゥ・フェースで、あ、この人はだれだれさんだとわかる人材がたくさんいた方が、来る側も迎える側もすごく安心なんですよね。

司書なんか要らない、区長を置いておいて、人がわかる区長を置いておけば、安心してみんな来るからいいんだというようなことをここで言っているんですよ、あなた。とんでもない話です、これは。きょうは文化センターの話で図書館ではないから、補正の社会教育のところやらせてもらいますけれども、ちょっとね。文化センターの話だからと安易にしゃべったりもしないんだけれども、ちょっと副教育長としては、私は見識がなさ過ぎると思いますよ。以上。

○議長（石橋源一）

それでは、15分まで休憩といたします。

午後1時58分 休憩

午後2時14分 開議

○議長（石橋源一）

それでは、1分ほど早うございますけれども、再開をいたします。

質疑を。板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

けさ配付された指定管理者指定関係資料でもって確認したいんですが、これだけ大きい事業、施設の指定管理に対して、選定委員会が2回で終わり。余りにも少な過ぎるのではないですか。1億、2億の仕事じゃないでしょう。まず、それを先にお聞きします。

それと、選定委員、構成メンバーは何人だったのか。その中で、7ページ、議会で指定管理事業者の議決がかかったときに、選定委員会の氏名が公開される。先日の議会運営委員会で選定委員の名簿何で出せないんですかと言ったら、個人情報保護にも引っかかるというふうな見解でした。既に1回目の委員会のときにこういう形でお話されていることに対して、その辺の整合性。

二つだけ、とりあえず先にお聞きいたします。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

まず、回数の問題でございますが、この選定委員会につきましては2回ということで当初から考えておりました。ただし、あくまでも選定委員会というのは事業者の方の中身を審査していただいて第1と第2を選んでいただく、決定権はありませんので、選んでいただくということでの御意見をお伺いするという組織でございますので。そのほかにも実は社会教育委員会議にもこの間、何度か御説明をしたり、もちろん教育委員会の中でも説明をして、いろいろな意見を集約しながらきょうに至ったということでございますので、決して議論はこの2回だけで終わったということではございません。先ほど市長が申し上げましたように、最終的には行政経営会議という市の最高決議機関で、ではこのA社の方でいこうということを決議してもらってきょうに至っているということでございますので。確かに選定委員会の回数は2回ございましたけれども、その中でも事前に資料を送ったりというようなことで、十分内容については御理解をいただきながら選定をさせていただいたのではないかと考えております。

それから、委員の名簿につきましては、ここにこういったことで書いておりますけれども、当初、内容が相当拮抗していたということ、中身については委員のお言葉とかもいろいろありましたので、できれば教育委員会といたしましては非開示にしたいということで御相談を申し上げていたんですけれども、最終的に開示する方向で決定させていただきましたので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

板橋議員。（「もう一つ、答弁になっていないんですよ」の声あり）起立をして。

○9番（板橋恵一議員）

はい。すみません、議長。

7ページの件に関して、まだ答弁をいただいていたんです。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

ですから、ここで公開、非公開ということでございましたけれども、この7ページの考え方は、まず1点目は、選定委員会会議を非公開にするということで委員の皆さんに御同意をいただいたということ。それから、選定委員のお名前及び会議録については、いずれ本議会で御提示申し上げましたように、内容については公開することがあるということで委員の方々に御確認をいただいたということでございます。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

そうすると、選定委員の名簿は、議運でお話しされたとき即提出しても、何ら問題なかったんですね。

それと、最初に言ったやつで、2回だけではない、最終的に教育委員会でもいろいろ精査し、それで最終的に行政何とか会議、最終的な段階に入っている。では、選定委員会の位置づけというのはどうなるんですか。それと、先ほど選定委員が8名になっていますが、その8名が何で全部採決に加わっているんですか。議長も採決に加わるんですか。その選定委員会の細則がありましたら出していただけます。これこれこういうわけで議長も最終的に採決の方に加わるという。委員長というのは、そういうお立場なんですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

まず、位置づけでございますが、ここに設置それから……、要綱はお渡ししていなかったんですね。失礼いたしました。設置要綱がございまして、その設置要綱の中に委員会を設置する目的が記載されております。この中の一文を抜粋で読ませていただきます。「多賀城市の指定管理者の候補者を公正・適切に選定することを目的として多賀城市文化センター指定管理者選定委員会を設置する」ということでございます。したがって、我々教育委員会の方から提案された選定候補者について御意見をいただくということでございます。したがって、この委員会には決定権はございません。あくまでも参考資料ということでございます。最終的な決定権というのは、本日この議会でお認めをいただくことが最終決定になろうかと思っております。

2点目、委員長が決議に入るかどうかということでございますが、お手元の資料3の7ページに8名の点数が記載されておりますが、私も一応評価そのものはさせていただきました。当然、A、B、C、Dという選定委員のお名前はここは伏せていただいておりますけれども、8人が選定にかかわり合いを持ったということですので、すべての8人の意見を集約するということが大切であろうということで私も評価には参加いたしましたけれども、最終的には皆さんの合意でこのような結果になっているということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

その8人の合意でもって選定結果を出したという、その選定の仕方に対して私は変だと思います。違いますか。だったら、会議を進める進行役を別に担当課から出せばよろしいことじゃないですか。委員が8人といったらば、前に昌浦議員が言ったように、可否同数になってしまう。そうなった場合、だれが最終的に委員会の採決をされるんですか。そこからおかしいんじゃないですか。その辺に関してもう一度お聞きします。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

先ほど来、複数の議員から同様の質問をいただいておりますが、今回のこの選定につきましては、私どももまだまだ未熟な部分があったものというふうに思っております。今後の選定会議等で参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

未熟、未熟と言ったって、これだけ大きい事業の内容のあるものの指定管理者を選定するんですよ。未熟で済むわけございませんね、これは。おかしいんじゃないですか、そんなの。その未熟だということに対して、今の副教育長の御答弁に対して、副市長、どう思います。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

今、隣から、教育委員会と違うんじゃないか、副市長を指名してと。だって、結局教育委員会云々と言ったって、市長の次で行政の責任者は副市長なんじゃないですか。だからその辺も全部掌握するのが筋じゃないかと思うんですが。

では、その辺、副教育長から後でお聞きしますが、資料3の中に指定管理者構成企業財務諸表、JTB コミュニケーションズ、ずっと見て三菱電機ビルテクノサービスと出てくるん

ですが、ここで共立はどこに行ったの。東北共立のは添付されていなんですから、どうなったんでしょうか。

○議長（石橋源一）

ちょっと待ってください。

先ほど副市長にという答弁を求めましたけれども、副教育長の上には責任ある教育長がいるわけですから、教育長に答弁を求めます。教育長。

○教育長（菊地昭吾）

新しい事業を推進するというのは非常に難しいということで、慎重審議ということで積み重ねてまいりました。選定委員会ということも当然やるわけでございますが、その上には社会教育委員会もございます。教育委員会もございます。そういうふうな手続。社会教育委員会も3回ほど、この経緯を説明しながら会議を開きました。教育委員会も同じように積み上げてまいりました。選定委員会の方も随分悩みに悩んでこの会議に参加してやったわけですが、その中で手続上と言いますか、もう少し整備してやるべきだという御意見も随分いただきました。当然、想定されることすべて出し尽くしてやったのでありますが、若干もう少しはっきりと明示すべきこともあったのだらうと思いますが、ただ、そういう中で、委員その他、あるいは社会教育委員会、教育委員会、そしてまた行政会議ということを通して、ここの決定に至ったということでもありますので。たたけば100点もらえないわけではありますが、ここまでとった経緯については十分受けてもらえれば。あと、このことがすべてどこまでもということではなくて、事業実施すれば、そこには必ず評価というもの、これは一体であります。そういうふうなものを踏まえまして、これから鋭意、よりよい市民のための事業を進めていきたいということで、若干抽象的な話になったかもしれませんが、御支援をよろしくお願いします。

以上であります。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

財務諸表の関係についてでございますが、財務諸表につきましては、今現在のその企業の置かれている経営状態を把握するためのみに使われるということで、今回御提案申し上げました事業者を見ていただければ十分ということで、第2候補者の方につきましては提出を割愛させていただきました。

以上です。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

最終的に2社でもって、最後までどちらに選定しようかという会議等をやってきたんですから、どちらも本当は資料として添付するのが筋じゃないかと思えます。

それと、財務諸表の審査に対して公認会計士の天明先生がおりますとなっておりますが、天明先生は公認会計士だけれども、何とか委員で委嘱されていますよね。そうしたらば、こ

うということに関しては第三者の公認会計士に基づいて審査してもらうのが筋じゃないかと思うんですが。内部で精査しているのと同じじゃないですか。私はこの辺、おかしいと思います。

それと、8ページに「重みつけ10点」、これどういう意味なのかお聞きします。

それと、10ページ、「文化センターは総工費46億円の本市の宝物、よい形で運営できるよう皆さんの協力をお願いしたい」、どういう意味なのか。

その3点、お聞きします。

○議長（石橋源一）

1点目は生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

経営状態の審査に関するお尋ねでありますけれども、信用調査会社に委託をいたしまして、信用調査会社の意見をいただきました。それが一番の判断基準ということであります。天明先生の方には、財務諸表、貸借対照表と損益計算書のみを見ていただいて、御意見はいただきました。特に経営上、財務諸表では問題は認められないという意見をいただいています。決定の根拠は、信用調査会社による信用調査というふうに御理解いただきたいと思います。

あと、重みづけの関係ですけれども、重要な要素とそれよりも少し重要でないものという審査項目がありまして、全部同じ零点から5点ではなくて、特に重要な、例えば議会の方で御指摘をちょうだいした経費の削減の問題ですとか事業の質の問題、あるいは維持管理、施設の延命化の問題、そういうのは極めて重要だということで、その部分に加重配点と言いますか傾斜配分と言いますか、それをしたということでもあります。

○議長（石橋源一）

3点目については、副教育長……。 （「では、私」の声あり）生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

これは、1回目の選定委員会の一番最後のお願いでありまして、総工費というのは多分用地費も全部入って、あるいは備品なんかも入ってだと思っておりますけれども、相当投資をした多賀城市のとっても大事な施設ですから今後とも御議論くださいと、こういうお願いを表明したものであります。

以上でございます。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

建物を何億かけてつくろうと、中で催事をするんでしょう。指定管理を来年度からやりたいというのは、運営の方でしょう、主に。そうしたら、何も宝物というのは強調する必要はないんじゃないですか。どこだってちゃんといいものをつくっていますよ。そのために企画が少なければ採算合わないだけであって。これだけの建物ですから毎日でも企画、いろいろなイベントをしていただくようお願いするような形の企業体を選定したいという

ことでしょう。だから2社だけで、最終的に1社ありきという形になっているんじゃないですか。言いたくはないけれども。

それと、先ほど副教育長が、最終的にここ議会で承認していただきたいと言ったけれども、既に選定が大分、90何%決まっているでしょう。仮に議会で否決された場合、またゼロからスタートするというそれだけの覚悟、気構えがあるんですか。それをお聞きします。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

先ほど永沢課長のお話でございますが、総工費46億円という言葉の意味でございますけれども、多賀城市が今後100年の文化芸術の殿堂として亡き伊藤市長が文化センターを建設したわけです。私たちもこの文化センターがあることで多くの利益をいただいております。いろいろな芸術文化を拝見したり、またはあそこで自分たちが会議をしたり使ったりということで、やはり46億という数字が相当大きな出費を伴って今の文化の殿堂ができたということで、我々もあの施設を大切に使うていかなければならない。ですから、市民の皆さん、委員の皆さんも、ぜひそういったことで真剣になってやっていただきたいという言葉のあらわれがこのような形になって出てきたということですので、御理解をいただきたいと思えます。

それから2点目ですが、もちろんよりよい芸術文化を提供していただくということが大きな目的の一つではありますが、今申し上げましたように、施設そのものもとても大切な施設でございます。したがって、施設の管理につきましても、専門的な知識を持った方々に入っていて、できるだけ延命を図っていただきたいというのも別の意味でございます。そういったもろもろのことを含めて、このような形になったということ。

それから3点目につきましては、議会で否決したらということでございますが、先ほど教育長が申し上げましたように、我々職員も真剣になって、市民の方々、それから各委員の方々、委員というのは社会教育委員であったり教育委員であったり、本日ここに座っている議員の皆さんであったり。この文化センターのアウトソーシングにつきましても、これまで説明会を3回させていただいております。そういう皆様の多くの意見を取り入れた結果、今回議案として提出させていただいております。それを否定されるということになれば、これは大問題だと私は思っております。したがって、私たちも自信を持ってこういった提案をさせていただいたということでございますので、これまでの私たちのそういった歩みを御理解いただければと思っております。

○議長（石橋源一）

ちょっと待って。副教育長。そこまで言及する回答をすべきではない。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

はい。大変申しわけございませんでした。今の言葉は削除させていただきたいと思えます。ただ、我々も市民の代表の方々と一緒になって本気になって施設をどうしたらいいかということで進めてきたということをお聞きいただければと思えます。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9 番（板橋恵一議員）

それだけの大きい思いがあるのであれば、なぜ最初から説明会に、2 回も 3 回も、資料、これ欲しい、あれ欲しい、最初から全部そろえて、これこれこういうわけで、選定委員会でもやった、最後の何とか経営会議でも行って、ここに一応指定管理者として 5 年間委託したいので議会の方でも十二分にいろいろお聞きになって、誤解のないような形で承認していただきたいとか、そういうことをなぜ最初から言えないのですか。おかしいでしょう。それで、ああでもない、こうでもないと言われて。指定管理者は今回初めてじゃないでしょう。セクション、課が違う、部が違うといったって、指定管理者というのは皆同じではないんですか。それを、ここはこうだ、隣はこうだと、そういう考え方がおかしいと思います。ねえ、総務部長。

以上、この辺、今後十二分に、今後の指定管理者に対しての議会への提出に対しては十二分に資料、あとは説明会のとき、ちゃんと資料をそろえていただいて会を開いていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（石橋源一）

答弁はよろしいですね。（「はい」の声あり）

根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

基本的なことを伺いたいと思いますけれども、このたびの議案は文化センターを指定管理者制度にするという議案でございまして、これは本市のアウトソーシングの推進指針に基づいて行財政改革を行う一環としてやっているんだと、こういうまず理解でよろしいですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

はい。それにもう 1 点加えさせていただきたいと思います。すぐれた芸術文化の提供ということで、それが最大の使命だというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

今それ私言おうと思ったんですけれどもね。それを基本として、その中に、いつも申し上げていますが、より以上の芸術文化の向上を目指す、あるいは文化事業の向上を目指す、市民サービスの向上を目指す、こういう 1 点がありますね。

それに伴って、アウトソーシングですから経費の節約も伴わなければいけない、こういうことになるわけですね。今回は大変御意見がございまして御苦労もあったようでございますけれども、結果的には JTB コミュニケーションズに決まったと。

3 ページの実績を見てもみますと、かなり区民センター、文化センター、芸能小劇場、市民文化会館、文化会館、大体文化会館とかそういう同じような、文化センターのようなところを指定管理者としてお仕事をなされているということです。そうすると、この実績を見ますと、相当の実績はある会社だと、このような理解はできます。特に、4 ページの指定管理料が、先ほどもお話あったように、23 年度から 27 年度まで毎年下がっていく。ということは、この会社は今までの実績に基づいて、努力すればそういう収入が得られるという実績に基づく判断があったのだと、こう私は理解しているんです。そういう意味では、いろいろなそういうことをやってきて、多賀城市の芸術文化の向上を目指すところには最適なんだと、こういうまず理解でよろしいですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

はい、結論から言えば、そのような形になろうかと思います。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

それから、経費の面ですが、実は私、課長ともいろいろお話しして、職員の給与の分、700 万円ですか、その分を一応、それよりは下がるけれども、見越して予算というか事業の見込額を私たちに提起していただきました。私は、アウトソーシングなんだからそれ以上下がらないといけないのではないかという疑問をさせていただいて、見ますと、これは 9 ページ、今まで 1 億 8,400 万円かかっているのが、収入も含めて、3,600 万円含めて、指定管理料は 1 億 2,000 万円。こいうふうに 23 年度はなるということで、結果的に今までと指定管理に 23 年度した場合にトータルして幾らの経費節約につながるかという問題なんですけれども、数字を押さえていますか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

これは先般の説明会でも少し御説明させていただきましたけれども、5 月、6 月に説明会をさせていただきました際の募集要項の上限額と比較をいたしまして、今回の JM 共同事業体の提案額でありますけれども、単年度で 1,831 万 6,200 円、5 年間ですと 9,158 万 1,000 円、これが募集要項の上限額との比較によります削減効果額ということになります。

ただし、これも 5 月、6 月の説明会で申し上げましたけれども、人件費を決算額ではなくて平均人件費で募集要項の上限額を設定いたしました。現実の決算額、これ 21 年度で見ますと、それよりも 450 万円ぐらい高い。つまり、年齢層の高い給料の高い職員が文化センターの方におるということもありまして、それと比較しますと二千二、三百万円ぐらいの効果があったのではないかと、このような理解をしております。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

経費的にも結果的には二千二、三百万円の経費節約につながる。そしてまた一方では、先ほどお話ししたように、相当、今までやった以上に、芸術文化交流、向上と申しますか、それに寄与してくれるのではないかと。こういうことでこの会社を選定したと、こういうことですね。そういうアウトソーシングの流れ、基本的な考え方からすると、今回の提案というのは、この間の質疑も踏まえて、よりよくなっていますし、これはこれですばらしい内容だと、こう思います。

ただ、先ほど来、質疑があって、特に5ページの点数がついているところ、藤原議員からも指摘がございました。非常にわかりづらい選定の表のあらわし方。入札でも最近では総合評価というのがありまして、きちっと点数をして、点数がよいところをわかりやすく入札を決めるというふうになっていたりして、わかりやすいんです。ですから、今後の一つの参考にして、わかりやすい選定の方法と、あと深谷議員からも指摘ありましたように、選定委員に選んでもらうのではなくて、市の考え方をきちっと、選ぶ方法を決めた上で、その上で選定をしていただくというのがやはり大事なかと、こう思いますので、今後皆さんの意見を参考にさせていただきたいと、こう思います。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ずっと質疑を聞いておりますと、議会に対しての議案を通してほしいというエネルギーが伝わってこない。さもここで否決すれば議員が悪いような、議会が悪いようなイメージの、訂正がありましたけれども、そういう意識で提案しているという自体に私は我慢ならない。これは心から反省しているのなら、再度その謝罪をしていただきたい。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

そのような発言をしたこと、大変申しわけございませんでした。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

それを受けて質問させていただきます。

なぜ私はそういうことをあえて申し上げるか。深谷議員が相当研究されて質問されていました。重要な質問がありました。事業協会をなくす、そのかわり事業選定委員会というような新たな……、先ほどそういうことを言いましたね。いわば、やっているものを精査する機関。評価……、評価ではないですよ、選定と言った。評価……、評価なら評価ときちんと言ってください。そのメンバーを入れる、それはおかしいのではないかと。今までの文化芸術活動に対して新たな展開をするためであれば、そこに重しをつけて、今までこうだったからこうであるべきでないのではないかとと言われると困るのではないかと。そうしたら、あなたは何と言ったか。「承ります」という答弁をしていますよね。承ってどうす

るんですか、具体的に。そういう組織は1年間で廃止するとか、そういう思いでやるのか。それとも、それを評価した中で、こういうものもやってほしいという意見を申し上げるような仕組みにするのか。ただ「承ります」、どういうふうになっていくんですか、この会は。もしそれがあるとすれば、この場に出すべきではないか。ないとすれば、つくり上げたときに議会の中にきちっとその辺の説明をしますと。ただし、指定管理者のやろうとするものに対して重しをかけるということではなく、あくまでも多賀城の芸術文化の振興を見定めていくという視点なのかどうなのか、その辺もしっかりと議論して、議会の中に私は報告すべきだというふうにするんですけれども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

私も竹谷議員の意見に全く賛成でございます。きょうこのような質問に回答を用意してこなかったことをまず反省しております。

できましたら、これは新年度予算ともかかわり合いがあることだと思いますので、新年度予算編成時の中では、今まであった文化事業協会を今後どのようにするのか、きちんと議会の方に説明をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

もう1点、大変重要なことをあなたは回答しております。収益の還元をやると先ほど言いましたよね。収益があった場合に、ある意味では還元をすると。その数字は決まっているんですか。収益の何%は還元するという契約段階の約束をしようとしているんですか。どういう意味合いでこういう発言をされたんですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

これは4ページの上に記載されている、これから補正予算で債務負担行為をお願いすることになるんですけれども、プレゼンテーションを行ったときに事業者の方から、5年間の総額として5億7,000万円の申請、5億7,081万9,000円ということでございますが、5年間の収支決算書を出していただきました。それは、先ほど深谷議員の方から資料としてお出しく下さいということですので、きょう中にはまとまりませんので、いずれ今議会中には資料としてお出ししたいと思っておりますが、そのときに収入増を少しずつ事業者は頑張らせて上げていく、その分、全体的なものとして我々が提示した額よりも毎年少しずつ下げていきたいという、これは御提案でございますので、あくまでも何%を下げていくかということの協議ではございません。あくまでも今回事業者の方がみずからこのような指定管理の委託料のあり方で受けたいという御提案でしたので、それを評価させていただきました。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうであれば、利益の還元という言葉はないと思うんです。利益の還元というのは、少なくともこの計画に基づいてやって、1年間の利益が努力によって例えば具体的に言えば500万円出た、そのうちの50%は還元しますよと、50%は会社の資金運営として使わせてください、これが利益の還元だと思うんです。私はそう受けとめたんです。ですから、これだけの企業努力でやったほかに利益が出たら還元をするという約束なのかということ私には思ったものですから質問したんです。そうでないんですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

もしそういうふうに御理解されたのだとすれば、私の説明にちょっと不手際があったのかなということでございます。あくまでも指定管理料につきましては、事業者の5年間の運営経費の中で指定管理料を少しずつ削減していくということを行政側の方に対して案として提示をしていただいた。その案をもちまして、いずれ契約をしたいというふうに考えております。

それから、冒頭で美里町のお話が出ましたけれども、企業努力によってどの程度利益が生み出されるか、これは実際やってみないとわかりませんが、それらの一部をどのように還元するかとかそういったことについては、こちらはあくまでもお願いということになるかと思いますが、企業努力ということで芸術文化の提供ということで頑張っていたらというふうに期待をしております。あくまでも期待の範疇です。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

私は、期待の範疇で物を言ってもらっては困ると思います。選定したものの業者について私はどうのこうの言いません。契約の段階で「期待をしています」と言う、私はこれはおかしいと思う。なぜ私はそういうことを言うかという、議事録を見ますと、小設備修繕は50万円までは会社でやると書いてあります。大規模になれば市がやるということです。そうすると、少なくとも今約2,000万円の効果が出ると言ったけれども、あの施設を大規模改修したら、そんなの吹っ飛んでしまいますよ。少なくともそういうことを想定してどうするかということを考えないといけないんじゃないですか。私はそう思うんですけれども。指定管理に移行する段階で、市の経営というものはこう考えているときちっと打ち出しておくことが大事ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

50万円はあくまでも小破修理ということでの考え方ございまして、何年かに1度の大規模修繕ということになれば、これはもちろん収益の上昇した部分で充当するということやそういったことは当然できません。多分、そういった部分が美里町での事の発端になったのではないかとこのように考えておりますので、そういった部分の大規模修繕の内容や時

期やそういったものも指定管理者の方と契約をする際に十分お話し合いと検討をさせていただきまして、お互いに了解のもとで進めてまいりたい、このように考えております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

わかりました。

問題は、多賀城文化センター、今まで自主事業なりいろいろやってきた。ある一定の収入、出資が出ているわけです。確かに人件費相当分は持ち出してきたというのも事実です。ですから、その分だけでもいいのではないかなと言われれば、そうかもしれませんが、少なくともトータル的な経営というものを考えてやっていかなければいけないのではないかな。ですから、美里での問題がありましたけれども、そういうところに細かく契約のときにやっておかないから、こういう問題が出る。ですから、もっともっと契約段階では神経を使って、あらゆる想定されることを考えながら指定管理者との契約を結ぶべきだと思うんですけども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

はい、そのとおりだと思います。そのようにさせていただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

あなた、先ほど 4 ページの職員体制の施設長 750 万円について、決して高くはないという答弁をされました。どこと比較をして決して高くはないのでしょうか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

実は、皆様のお手元の 9 ページに構成比較表というものが出ておりますが、これを分析してみました。そうしますと、これは先ほど生涯学習課長がお話をしましたけれども、常勤職員に当たっては、市民会館の 21 年度の決算額、7 名で割り返しますと、この中には非常勤職員の給与も入っておりますので一概には言えませんが、内部資料でいろいろ精査をしてみますと、7 名の平均給与額が 890 万円という数字になっております。それから、文化センターの指定管理者の今回受ける JM 共同事業体の 9 名での平均になりますが、530 万円。ちなみに、体育施設の方につきましては 350 万円。これはあくまでも常勤職員の平均でございます。そのような考え方からすると、上限と下限、いわゆる高い人と低い人のバランスがあるだろうということではございますが、平均からしてみると、人件費を相当圧縮しているということもうかがえますので。あとは事業者そのものの給料表の考え方でございますから、それは私どもが高いとか低いとかということではない。ただ、私どもの平

均を参考にさせていただければ、若い職員も何人かはいます。さっき給料の高い職員が多かったという話がありましたけれども、現段階で890万円の人件費をかけているということからすれば、同じ施設を管理するトップの人間が年間の人件費として750万円というのは、私の考え方とすればそんなに高いものではないと、このように感じて発言をさせていただきました。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

それでは、説明会のときにそういう答えをするんですよ。説明会のときはそんなことを言わないで、本会議で議案提案になってきたらこう言う。私は、それもだからさっき……。

それから、もう一つお聞きします。多賀城の、あなた持っているの。さっき私調べたら、多賀城の文化センターの職員構成は、50代以上が4人、40代が2人、30代が1人。これは年齢高いもの、うちの給料は高くなるのは当たり前ですよ。

もう一つ聞きます。うちは7名体制、今回9名体制ですね、パート職員を抜きますと、9名体制ですね。今の文化センターの業務と今度やろうとする指定管理者の業者は、今までとどうい違いをやろうとしているんですか。それでこれだけの人数になっているんですか。いろいろの意見交換をやっておりますけれども、そのときは、そういうところはお聞きしておりますか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

今のお尋ねですけれども、募集要項でお示した業務の内容をやっていたきたいということでの御提案ですので。という回答ではだめでしょうか。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

それはそうだ。当たり前なことだ。市役所の職員が7名でやるものが今度やろうとしているところは9名でやろうとしている。今まで以上にこういう特色のものをやるんだという何かがあれば人事配置は多くなりません。当たり前なことやる、多賀城市と同じようなやり方するのに、人数ふやす必要ないでしょう。減らせば、それだけ人件費が減るんだ。そういうことなんです。

なぜ私はそれ……、余り時間ないから言いたくないんですけれども、なぜ私はそれを言うかということ、10ページと11ページに今業務委託をしているものとの比較表を出していますね。何ら変わりが無いのに、提案では2名が多くなっている。多くなった分は今の文化センターの活動とここが違うんだというものを私は明らかにしておくべきだと思います。違いますか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

大変失礼いたしました。

まず1点目、今は業務分担ごとになってはいますが、今回のJM共同事業体の提案はマルチスタッフ制をとりたいという提案がございます。これは、受付とか、あるいは舞台の技術的なノウハウ、あるいは事業の企画、そういったものをなるべく多くの精通した方々で会館を運営していきたいというのがまず第1点です。

それからもう1点ですが、今回の提案の中に多賀城の文化を育てる・耕すという新しい事業がございます。その中に朗読劇のワークショップですとか、あるいはエコと文化センターを結びつけたワークショップですとか、文化センターに市民の皆さんに来ていただけるような、そういう御提案をちょうだいしていました。それは今は余りやっていない事業ですから、そういう意味で新しい事業がなされるのだろうと、そういう理解をしております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

であれば、そういう説明をすればいいんじゃないですか。提案したら、そう来ましたと。ここにはこういう事業、新規事業、今までと違った新規事業を起こそうとしているから、これだけの要員が必要なんですと何で答弁しないの。僕なら、そう答弁しますよ。そうするとみんなわかってくれるんじゃないですか。と思うんですが、そういう解釈でいいんですか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

はい、そのように理解をしております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

それから、これは本当は本会議では余り言いたくはないんですが、これで終わっちゃうとどうにもならないので。

多賀城の非常勤、現在3名いる、調べましたら。これを行政からこうしてくれと言うのは、なかなか問題があると思います。しかしながら、現在、雇用が大変厳しいときであります。こちらの都合でこの方々に職を辞していただかなければならないということになるわけです。とするならば、この人たちの再就職というものも含めて、今度決まるであろう業務委託会社との話の中で御理解をいただけるような活動をすべきだと思いますが、そのようなおつもりはあるのでしょうか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

今の件も5月、6月の説明会以来、何度か御提起を賜っております。したがって、我々としてどういう方法がいいのか、それはこれから十分考えてまいりますけれども、いずれにしても、議決をいただいて指定管理者の指定がなされた段階で、今度は具体的な募集のお話やなんかもさせていただきます。その際にそういう情報提供をするのが妥当なのかなという理解をしておりました。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

しっかりと当事者にその状況をお話して、そういう状況に相なったときには、率先してそのような方向に導いていただきたい。また、本人にもそういう意向を私はある意味ではお話ししておくことが大事だと思いますので、これだけは要望しておきます。

まだいっぱいあるんだけど、最後にします。

文化センターの指定管理選定委員会設置要綱、格好いい名前だけれども、ここに「会議」とある。その3に、あなた持っていると思う、委員会の議事は……、あなたたち持っていない、これは深谷議員から借りたやつだから、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによると明確に書いています。そうしたら、あなたたちが適当にこの会議の中で、委員長も選定の票を入れてもいいと。そういうふうにしましょと勝手に決めたよね。私はそう思うんです。勝手に、委員長もいいのだから、みんなで投票しましょと、そう決めたよね。先ほど藤原議員も指摘していましたが、上と下を切ってどうするとか、これも何も決まっていなよね。この設置要綱の「会議」という項目は、どのように生かされたんですか。生かそうとしたんですか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

まず、資料の方の5ページの、支持した選定委員の5人・3人に、委員長たる副教育長が入っているのではないかと御指摘だと思いますけれども、これは7ページ、8ページにおつけしました事前の書類審査とプレゼンテーション後の最終的な得点をつけていただきます評価シートの採点者には加わったということでもあります。これを受けて会議をするわけでありまして、これを受けた会議が選定委員会設置要綱の会議。その最終的な段階で、もし同数であった場合は最終的には議長が決すると、こういう想定で要綱はつくった次第であります。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

なぜ最初からそういう説明をしないんですか。昌浦議員の質問に対しては、そういう答弁をしていない。何で最初からそういう答弁をしないんですか。すれば、こういう問題にな

らない。答弁者副教育長、どうですか。最初からこう言っていれば何ていうことない。教育委員会でこのことに対しての意志統一がなっていないと思わざるを得ない。いかがですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

決して意志統一がなされていないわけではなくて、内部で十分協議をしてこの設置要綱もつくらせていただきました。また、委員会を開催するに当たりまして、事前に入念な打ち合わせをしながら進めてまいったということではございますが、答弁について私と説明の仕方がもし違ったということであれば、そのように違ったということでも理解していただければというふうに思います。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

私は、この案に反対して質問しているのではないんです。市民の中に、これこれこういうわけで選んだんだと、選ばせていただいたんだということをきちっと説明するには、この要綱がある限り、あなたの言っていることは通らないんです、私から言えば。これを出していただいたからわかったようなもので、これを要求しなかったら、わからないままで済んでいるんです。そうなりませんか。私言っているの、無理かな。いかがですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

資料のつくり方、説明の仕方等についても、十分御理解いただけるようなものに今後配慮してまいりたいと思います。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

まず、その辺をきちっとね。今回この質疑、2時間。説明会でもこの程度やっている。いろいろやってきた。もっと親切丁寧に、だれが聞いてもわかるような説明、答弁をすべきだということを注意しておきます。

それから、職員体制の給料の高い・安いについては、恐縮ですが、次の議題にある体育施設の給料との比較からいっても、こっちが高くないという指摘であるとするならば、次の議題になりますが、体育施設の人件費についても相当考えていく必要がある。なぜならば、この指定管理者で約6,000万円の市としての財政の潤いがあったという事実が判明しているわけです。その利益の還元からいっても、私は市の行政の政策としてやっていくべきであると。文化芸術事業も大事でありますけれどもスポーツ振興も大事だと思っておりますので、同じレベルで物事は考えていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

体育施設の人件費の問題でございますが、これは後ほどお話ししようと思ったんですけれども、あくまでも運営をする団体の給料表に応じて給料というのは決まっていくものですので、説明会でも申し上げましたが、決して私たち高いとは思っておりません。したがって、今後5年間の中で十分な給料体系になるように計らっていただければということですので私たちも側面支援してまいりたい、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

その件については、次の議題のとき、また議論させていただきますけれども、ひとつそのことを頭に入れて、次の議案の説明のときは説明をしていただきたいということを要望しておきます。

○議長（石橋源一）

ここで、数名の質問者がおられるようでございますので、私の判断で休憩をさせていただきますと思います。

再開は25分。

午後3時13分 休憩

午後3時25分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

阿部議員。

○19番（阿部五一議員）

本議案につきましては、余りにも問題が多過ぎる、このような感じを受けます。さらには、まだ質問者もいるようでありますので、いつまで時間がかかるかわかりません。したがって、今後の対応について議運を開いて協議をしたらどうかと、このように提案をしたいと思っております。

○議長（石橋源一）

それでは、阿部議員、確認をさせていただきますと思いますが、今の発言は動議ということですか。（「そのとおり」の声あり）起立していただいて。

○19番（阿部五一議員）

はい、そのとおりです。

○議長（石橋源一）

ただいまの（「議事進行」の声あり）阿部議員の発言は動議ということと、それから今議事進行ということがありましたけれども（「議長」の声あり）はい。

○21番（竹谷英昭議員）

議論最中でありまして、もしこのまま議論が延々として5時以降になるというのであれば議運を開いて議事運営について協議すべきだと思うし、私は今のまま議事進行させて結論を見出すべきだと。もしどうしても5時を過ぎるのであれば、議運を開いて、議事運営の延長をかけるべきだと、私はそのように思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

それでは、動議が出されましたので、阿部議員の動議に対して賛同される方がおられますれば、起立を願いたい。

（起立2名）

○議長（石橋源一）

それでは、阿部議員から出されました緊急動議に対しまして賛同の議員の方2名おられますので、ここで暫時休憩をして議運を開きたいと思えます。

休憩。

午後3時27分 休憩

午後3時50分 開議

○議長（石橋源一）

それでは、再開をいたします。

先ほど阿部議員から出されました、一度審議を打ち切り改めて再度審議をとという動議について、議員の皆様方に起立により採決をさせていただきたいと思えますので、この動議のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（石橋源一）

起立少数であります。よって、動議は否決されました。

佐藤恵子議員。

○2番（佐藤恵子議員）

時間かかって、これはきちんと審議をしなければならないと思えますので、質問させていただきます。

後から出てくる体育館の指定管理の部分での方たちは、私たちのおなじみの方、地元のなじみの人たちだから安心して指定管理を任せられるというか、そういう思いもあると思うんです。今回の文化センターの件については、大きな業者がどういうことをやるのか、そういう思いが、今回の提案者側のさまざまな資料の不備によって引き起こされてきたとい

う感じで聞いていました。やっぱりきちんと議会の中で評価をしてもらうためには資料の一切合財を全部提供していただかないと、議運であれを出してくれ、これを出してくれという請求をされるまで出さないという態度では私たちは審議できないし、こんなに時間をとることにもつながってくると思います。いろいろな指定管理にまつわるさまざまな部分をきちんと、これから資料を出すということを現に自分たちのところできちんと記録しておきながら頑張っていくしかないのかなと思うんですが、私の質問は、議事録、やっそこさ出てきたんですね、会議録が。こういうものも最初から出していただかないと、雰囲気読めないんです。行間を読んでいくにも何にも、判断ができない。きょう渡されて、今読んで、どうやって判断するんだという思いがあるんですけども。しっかりしていただきたいと思います。しかし、今回指定管理先がどうかといういろいろな話がありますけれども、私は魅力的な提案があるなというふうに思って聞いたんです。それはそれで実現しているところ、どういうふうに変ったのか。今までの文化センターの催し物とどういうふうに変まって、どういうふうに関心を持ってたくさんの方が参加するような催事ができるのかという点では、やらせてみたいなというふうに思っているんです。そういう意味で、提案でもあるんですけども、今回多賀城市は平和都市宣言をやります。そういうこととも絡めながら、平和の問題なども繰り広げられるような、そういう催事もぜひ入れていただきたいと思うんですけども、1年間の催事の予定、相手先もあることですから、この業者が決まったにしても、いろいろ予定もあるのだと思うんですが、そういう予定表は出されているんでしょうか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

今のお尋ねは自主事業というふうに理解させていただきますけれども、前回、11月26日の説明会で、JM共同事業体から御提案をちょうだいした23年度の予定の自主事業の一覧は添付しております。これは基本的には、よほどの先方のスケジュールに狂いがなければ、こういう事業が展開されていくのだろうというふうに理解をしております。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

その中にさっき私が提案させていただきました平和の問題、そういうことも、間に合うようであれば、平和都市宣言の日に合わせて企画するとか、近間に企画するとか、そういうことも含めてかかわっていくべきだと思うんですが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

これも、きょう議決をいただいて指定管理者の指定が可能になったという段階になりますけれども、今の御提案を受けて、ぜひ事業者の方と話し合いをさせていただきたい、このように思っております。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

よろしく願いいたします。

それから、副教育長に老婆心ながら言いたいことがあるんですけども、さっきうちの藤原議員も図書館について言及しているところで、後で質問するというふうに宣言をしておりましたが、会議録の 24 ページのところでも、「何かあったら、ぜひ永沢課長なり私なり、何なりと言ってください」というようなことを割と気軽におっしゃるんですね、副教育長。ですから、そういう面では、きちんと言葉の重さというか、そういうことをしっかりとらえながら、あらゆる場面で発言をしていった方がいいのではないかなというふうにいつも考えますので、気をつけられた方がよろしいのではないのでしょうかという思いを伝えて、終わります。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

時間も時間なので簡単に聞きたいと思うんですが、けさ渡していただいた資料の最初は 11 ページに絡むんですけども、これパンチの穴があいているコピーなんです。ということは、これはどこかに一回編綴したやつだと思うんですけども、この議事録はどういうふうにしてつくられたんでしょうか。ちょっと聞きたいんですけども。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

これは、一応録音をしております。録音をして、これは市民会館の職員がテープ起こしをして、要点のみの抜粋ということになりますけれども、起案用につくったものでございます。したがって、体裁については余り重視をしていないというのが現実であります。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

テープを聞いて、このように恐らくワープロで打ったと思うんですけども、この中身に関しては、数字とかなんかに関しては、きちんと精査しておられるんですか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

起案で回ってきた段階で一応読んではおりますけれども、詳細まで一字一句全部確認をしたかといいますと、必ずしもそうはしていないというのが現実であります。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

ここまでの質問が外堀なんです。

では、23 ページ。「選定委員会全員から依存なしの声あり」のその上、4 行目、鈴木委員長が、皆さん 8 人の審査員の上限、下限を切ると。審査委員というのは委員長を除けば 7 人と私は見ているんですけれども。「皆さん 8 人」というのは、やっぱり本人も委員だと思っていたんだよね。そういうことでいいんですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

はい、そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

上程されて質疑になったとき、最初に私話しましたよね。質疑をさせていただいたんですけれども、やはり副教育長は諮問する立場にいて、他の部長の方に委員になってもらっても、あなたはやはり加わるべきではなかった。なぜなら、あなた自身が委員長でありながら、この議事録を昼休みに読ませてもらったら、いっぱい発言していますよね。仕切り役ではないですよ、あなたは。意見屋です。なおかつ、だから私聞いたんだけど、「皆さん 8 人の」と自分も「皆さん」と言っているんだもの。どう思います、御回答いただきます。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

先ほど来から申し上げておるかと思いますが、一応この委員会の設置目的を達成するために、いろいろな角度から自由闊達な意見を踏まえて最終的な結論を導き出していくということがこの会議の趣旨でございますので、その方向で誠意努力したというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

揚げ足を取るような発言はお互いにこの議会という神聖なる場ではしたくないんだけど、あなた間違っていますよ。「皆さん 8 人の審査委員の」と。あなたは委員長なんです。「皆さん 7 人の」と言うべきところではないかと。だから揚げ足発言はしたくないからこれ以上言いませんけれども。ゆえに、これからは所管の職員は、こういうときは委員長とか議長とかというお役にはつかないで、諮問する立場、委員の中から互選によって委員長

をお決めいただいて、その方から質問があったときに回答する側、そういう役目に徹した方が私は望ましいのではないのかなと思うところでございますので、もう回答は副教育長からいただいておりますから、今後はこのような指定管理の諮問委員会みたいなものをつくるときには、そういう形でやっていかないとまずい。恒例ですよ、これは。

それから、私はあえて東京プライスを聞いたんだけど、あれは懇切丁寧なる回答を期待しての発言だったのだけれども、「決して高くはない」という話であなたは終わって、その後、竹谷議員の質問において、質問に懇切丁寧なる回答をされた。これはいかがなものでしょうか。これは言論の府である議会、そして議員の質問に対して誠意を持って答えるという姿には私は思えない。この辺は改めていただきたいと思います。

そして、私の向かい側に座っておられる理事者の皆さん、これから指定管理者のいろいろな議論があるときには、今議員たちが要望したこと、いろいろ述べられましたよね、資料の提供等含めて。これは決して教育委員会だけの対岸の火事と思って聞き流すことのないように、強く、これは最後です、私の要望とさせていただきます、発言を終了させていただきますが、肝に銘じていただきたい、かように思います。

○議長（石橋源一）

柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

私も先ほどからの議論を聞いていて、どうも不透明な感じがぬぐえない。藤原議員からも質問がありましたけれども、点数では A 社より B 社が上だったのに何で A 社なんだという質問もございましたが、ほかの議員からも出されておりますので、ここで答弁はこの部分は求めませんが、そのほかにも幾つか疑問点がありますので、お聞きいたします。

まず、議事録の 12 ページの真ん中のちょっと上の方に、「A 社は舞台の管理委託は東北に実績がないが、どのような体制を考えているのか」という答で、「東北放送から協力の申し出があるので対応できる」と答えているんですが、東北放送からの協力の申し出という意味がちょっとわからないのですが、それを解説してください。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

これは、ちょっと答える側に誤解があったように思います。舞台の管理は、再委託の提案ではシグマコミュニケーションズという会社の再委託の業務になっておりますので、これはちょっと聞き違えて事業者の答弁の誤りというふうに私は理解しておりました。

○議長（石橋源一）

柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

これは事業者の勘違いということですね。わかりました。

その点で、私、市民にいい文化を提供したいというその意気込みは大変わかるんですが、会館を利用する方の立場から考えてみたんですが、今回委員の中からも、地域の連携プレーを考えた場合、東北に地盤を持っている共立の方が非常に安心感があると。使う方から

見てみれば、いつも顔を接している方の方がいいのではないかという意見も載ってございました。使う人の立場から見た場合、今までの継続性ですとか安心感とか、そういう点から考えた場合、どうだったのかなど。その点をもっと評価してみてもよかったのではないかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

御指摘のように、その件についてもかなり議論をしております。一部議事録にも載っておりますので、ぜひ後ほどごらんいただきたいと思いますけれども、1点は、中央公民館がそのまま残りますから、中央公民館には市の職員がおります。その意味で、全く今まで知らない顔ではないということもぜひ御理解いただきたいと思います。なるべく不安のないように、利用する方々が安心して御利用いただけるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

あともう1点は、東北での舞台管理の実績がないという点から、安全面でのリスクはどうかという点でお聞きしたいんですけれども、舞台の実際の管理ですとか操作とかというのは非常にノウハウというか、その舞台を何年間も使っていないとわからない細かな点がいろいろあると思うんです。例えばワイヤーロープの減りぐあいですとか、ワイヤーのロックがここは甘いからしっかり締めないと危ないとか、そういう細かなノウハウがたくさんあると思うんですが、メンテナンスの点で、マニュアルではわからないような細かな点が業者がかわった場合にちゃんと引き継ぎがされるのかどうかという点で非常に懸念を持っているんですが、その点はどのように考えているのでしょうか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

それも我々も全く同じような懸念を持っておりました。これは、第1候補者選定後にいろいろ協議をいたしておりまして、JM共同事業体が11ほどの指定管理の実績があって、どこも同じような方法をとってきたということがまず1点ございます。それから、もう1点は、長年やってこられた東北共立の方にも、これから引き継ぎ業務が発生しますから、ぜひ引き継ぎに協力してくださいというお願いもしております。その意味では、引き継ぎプラスJM共同事業体の今までの経験、技術力、そういったもので解決されるものというふうに我々は理解をしております。

○議長（石橋源一）

柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

最後に、舞台の方はわかりました、そのほかのホール関係の、例えばボイラーですとか冷暖房ですとか、そういうものの引き継ぎと、あとエレベーターの管理とかそういうところも、今日立のエレベーターを使っているようなんですが、今度三菱系列の会社にかわるといことなんですが、そういう点でのメンテナンスなんかはどのようになるのでしょうか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

これは再委託の一覧表をごらんいただきますとおわかりになりますけれども、エレベーターは今後とも引き続き日立の方に再委託をする予定になっております。したがって、三菱電機ビルテクノサービスそのものはもともと昇降機能専門の業者ではありますけれども、日立の機械で、これまでも日立の方でメンテナンスをやっていただいているということがあって、再委託は日立の方にこれからもやっていただく。この部分については余り心配はないのではないかと、このように理解しております。

○議長（石橋源一）

金野議員。

○6番（金野次男議員）

1点だけ確認します。きょうの議事録の8ページと23ページの整合性、その答えが多分21ページになると思うんですが、何十回読んでもわからないので、もう一度お聞きします。

まず、8ページ。議長は「8人の評価をすべて集計して確認しながら事業者の選定をする流れを進めていきます」と言いましたね、8ページ。そして、23ページに来ると、「このままの状態ですとB社の方が上になりますが、皆さんの8人の審査委員の上限、下限を切るとA社の方が優位になる」と言っています。それで、21ページの佐藤委員が言っているのが多分その辺だと思うんですが、この辺、もう一度御説明をお願いします。意味わかるよね。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

先ほど来から要綱等には多数決の原理の解決方法が記載されておりますが、いろいろな角度から検証していただいて答えを導き出したいということで、まず8ページの方につきましては、評価シートにそれぞれの委員が記載していただいて、その結果をもとにもう一度話し合おうということを確認したのが8ページです。要は、8人の評価をすべて集計してというのは、資料3の7ページ、8ページにそれぞれ載っている資料のことを意味します。こちらの方です。これは1回目の選定会議でございますので、いずれ評価シートそのものを記載して、それを集計して、その結果がどうだったのかということをもう一度皆さんで話し合おうということを確認させていただきました。

23ページにつきましては、先ほど来、重みづけとかいろいろありまして何度も御説明をさせていただいておりますが、8人の集計を試みたところB社の方が12点上になったということが結果としてそういう評価が出てまいりました。8人のうち1人が突出して90点近い差をつけている委員の方がいらっしゃるんですけども、評価シートの集計結果を見て

いただくとわかるんですが、人によっては数点差の評価をした人もいれば、それから90点近い差をつけた方もいらっしゃる、こういうことになるわけです。したがって、いろいろな評価の見方というのは異なるものですから。また、別の委員からは、複数の人が評価をしたときに、ある特定の人が高い点数を入れるケースがあるので、そうすると今回みたいな形になるから、上と下を削除して真ん中の6人の平均を出した場合はどうかという御発言をなさっている方がいます、委員の中に。委員の中にですよ。そのときに、上と下を、先ほどの点数の大きく差の開いた方とほとんど開かなかった方の上と下を削除して、中6人の平均をとるとA社の方が上になる、こういう形になっています。このことを23ページでお話をさせていただきました。

21ページの佐藤委員なんですが、ただいま申し上げましたように、点数評価だけをすればB社の方が上回ったということなんですけれども、要綱にあるとおり多数決の原理を導入するとA社の方が5対3、こういうことになります。要は多数決の原理を要綱にあるとおり導入してすぱっと決めるのがいいのか、それとも内容を何度も何度もいろいろな角度から点検をして最終的に答えを導き出すのがいいのか、どちらがいいのかという話にあったときに、いろいろな意見を委員からいただいて、最終的に皆さんの合意で決めた、こういうことなんです。

したがって、ここで佐藤委員が言ったのは、委員8人中5人がA社を選んでいるので、やっぱり皆さんで話しすべきではないでしょうかということ佐藤委員はここで御発言をしたということでございます。

○議長（石橋源一）

金野議員。

○6番（金野次男議員）

今副教育長が言ったのはわかります。私が言いたいのは、最初の取りかかりで、上限と下限を切るということを言っているのか、言っていないのか。そこをしっかりとらっていないで、最終の締めるとき、このように言っているんです。それが疑問点あったから今説明をもらったんですが、この件でもう一度答弁をお願いします。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

最初からは上下限を切った、そういった決め方はしておりません。2回目の会議の御発言の中で、ある委員から……。ページは今確認できませんけれども、第2回目の会議の中で、そういう選定方法もあるという言葉は別な委員がなさっていたということでございます。

○議長（石橋源一）

深谷議員。簡潔に要領よく御質問。

○3番（深谷晃祐議員）

簡潔に要領よく話したいと思います。

さんざん生涯学習課長、それから総務部の部長、次長と言ったとおり、決める方法をちゃんと決めずに前に進んだことが、このような長時間の議論に進んだのだということ、二

度とないように、次回もまた指定管理者という制度をもし利用することがあるという仮定があるならば、二度とそういうことがないようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、17年から指定管理者の計画があって、実質具体的に動き出した1年間と議事録にもありました。先ほど来出ておりましたアウトソーシングの推進の行財政改革アクションプラン、その中の不備な部分がきょう多数見受けられた部分に関しては、勇み足だったのかなという部分も否めないのかなと思います。先ほども言いましたが、制度ができ上がったときにはもう遅いものであって、若干そういった部分についても見直す時期、それから検討すべき時期になっているのかなと思いますので、今の点についてだけ総務部長から御答弁いただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

ここまで皆さん方が長時間にわたって論議していたことを貴重な経験としまして、今後の選定の参考にさせていただきたいと思っています。できるだけ私らはわかりやすいような部分で提供したいということで常に職員一同思っております。隠すとかなんかそういう部分じゃなくて、少しでもわかっただいて、市民のためによりよいものを提供したいというのが本音でございます。ですから、そういう意味で今後も取り組んでいきたいと思っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

12ページ。この議事録の中で、今までの文化センターの企画運営とがらり変わるのではないかと業者が提案されております。事業企画に関するプロの職員を専属で配置するというをおっしゃっておりますが、3の4ページにあります職員体制の中で、この業務をつかさどる人が何人なのか。事業主任と事業担当なのか、それとも施設長なのか、その辺については、あなたたちが質問しているんですが、具体的なその辺の数なんかについてはお聞きしておられるのでしょうか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

配置と配置する職員の主な業務の内容、それから持っただいでの資格、経験等については、全部資料としてちょうだいしております。

今お尋ねの企画につきましては、事業担当というのが3名おありまして、その中に事業の企画というのがあります。責任者が1名ということで、これが事業の担当というふうに我々は理解しております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ここに事業主任と事業担当と 2 人あるんだけど、これが全部プロだというふうに見ておいていいのか、それとも事業主任がプロなんだというふうな解釈なのか、その辺伺います。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

4 ページですと、事業主任がプロというふうに我々は理解をしております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうすると、このプロは、この会社がやっております国立公共文化施設協会加盟の指定管理者指定の実績とありますが、ここのつながりを十二分に持ってきながら、中央の芸術文化もこのところに注入しながら、多賀城の芸術文化を向上していくという一面もあるというぐあいに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

我々もそのように理解をしております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

であれば、こういうところは大いに宣伝した方がいいんです。太宰府だとかなんとかはいいんです。評価に太宰府と。それよりも、こういう中央の文化を、今回こういう中央の組織がやることによって、これを多賀城に注入できるんだと、そういうことも総合的評価で選定委員の皆さん方が評価した、それでこういう結果になってきたということを私はもっともっと声高々に言うべきではないかと思うんです。今後こういうものを提案するときには、今までやってきたことと今後やろうとするのは、こういう特徴があるんだということをしきりと表明をしながら、その実績を今後チェックをしていくという体制が望ましいのではないかというふうに思いますので、御意見として申し上げておきたいと思います。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。（「討論」の声あり）討論ですか。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。（「なし」の声あり）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。相澤議員。

○14 番（相澤耀司議員）

今回の提案について賛成の討論をさせていただきます。

多賀城市文化センターは、2市3町の中でも高い文化的価値を有し、特に音響等の面ではすぐれたものがございます。また、仙台市の小中学生等も大いに喜んで使用しているのも、その証拠でございます。交通の利便性からも非常によく、外観の建物もすばらしく、さらに今回提案されましたJMは、資料によりますと興業面では全国展開を通しての経験と実績で、今後の展開に非常に希望が持てます。

文化・教育は国家百年の大計との視点でとらえていくべきであり、収支バランスのみに偏ることなく進めていただきたいことを要望し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（石橋源一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石橋源一）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第70号 指定管理者の指定について

○議長（石橋源一）

次に、日程第7、議案第70号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 70 号 指定管理者の指定についてであります。これは先日開催されました説明会において議員各位に説明申し上げましたが、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間に於いて体育施設及び有料公園施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては副教育長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

それでは、議案第 70 号、体育施設等の指定管理者指定について御説明いたします。

資料 3、22 ページをお開き願います。

22 ページ、1 は取り組み経過、2 が指定管理の概要で、(1)が指定管理者を選定する施設、次のページにまいりまして、(2)が指定管理者が行う業務の範囲、(3)が指定管理期間ですが、いずれもこれまで説明してまいりましたとおりでございます。説明を省略いたします。

4 は指定管理者候補者の申請概要ですが、(1)はスポーツクラブから提案のあった基本方針を抜粋したものでございます。スポーツクラブの設立から現在までの経過やスポーツクラブの目的、今後の活動、主たる業務内容、24 ページには、スポーツクラブが指定管理者として果たす役割などが記載されております。

(2)指定管理料、(3)職員体制、人件費につきましては、議員説明会で説明をしておりますので、こちらも省略させていただきたいと思っております。

25 ページにまいりまして、5 が評価委員会及び選定委員会の概要でございます。

初めに、評価委員会と後ほど説明いたします選定委員会の役割について御説明いたします。まず、評価委員会では、過去 3 年間の実績について検証、評価をしていただき、その結果を踏まえ、行政経営会議において非公募を決定したものでございます。次に、選定委員会の役割についてですが、非公募が決定した後、スポーツクラブから今後 5 年間の指定管理運営に当たっての提案書を提出していただき、その内容について審査していただいたものでございます。

それでは、評価委員会の評価について御説明いたします。

①が、評価委員会の委員の構成でございます。各委員の氏名につきましては、本日お配りしました資料を御確認願います。

②の評価の方法ですが、生涯学習課が作成した評価用の資料、アンケート報告書、クラブが作成した評価用の資料の 3 点を事前に評価委員に送付し、書類審査をしていただいた上で、8 月 3 日に評価委員会議を開催し、プレゼンテーションと質疑応答を行い、その上で協議を行いました。

③の評価結果でございますが、アの審査得点表につきましては 28 ページの一覧表をごらんいただきたいと思っております。戻りまして、イの評価の要旨でございますが、630 点満点で 430 点。これは 100 点満点に換算すると 68.3 点ということになります。評価委員 1 人当たりの平均得点は 3.4 点で、「優れている」と「まあまあ優れている」の中間程度の評価となり、合格ラインに達しているとの評価を得ました。評価委員会での御意見や御指摘につき

ましては、25 ページの下から 2 行目から次の 26 ページに抜粋で記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

26 ページの(2)が選定に関する記述でございます。

①が選定委員会の構成でございます。この委員会の各委員の氏名も、本日お配りしました資料を御確認願います。

②の選定方法ですが、スポーツクラブに次期指定管理業務に関する仕様書を提示し、その仕様書に基づいて提案書を提出していただきました。仕様書、提案書を事前にこれも委員に送付し、書類審査をしていただき、それをもとに 10 月 8 日、スポーツクラブからのプレゼンテーションを経て協議を行ったものでございます。

③の選定結果でございますが、アの審査得点表につきましては、これも 29 ページの一覧表をごらんいただきたいと思います。イの評価の要旨でございますが、595 点満点中 413 点。こちら 100 点満点に換算すると 69.4 点となります。1 人当たりの平均得点は 3.5 点で、「優れている」と「まあまあ優れている」の中間程度の評価となり、次期指定管理者としてスポーツクラブを指定することに了承いただきました。

ただし、提案書に一部不十分な記載が認められたことから、再提出をお願いしたものでございます。27 ページのウに記載しておりますが、再提出のあった提案書は再度選定委員に送付し、最終的に了解を得たところでございます。

28、29 ページに、文化センター同様、評価委員会及び選定委員会の審査シート及び得点結果を添付しておりますので、御参照願えればと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。根本議員。

○16 番（根本朝栄議員）

市民スポーツクラブに指定管理者として決定するというところでございまして、市民スポーツクラブにこれまでお願いしてきた実績というのは私たちも知っていますし当局も知っているということで、これに異存はありません。いいと思います。

ただ、これまで説明会でも議論になりました、きょうの資料の 24 ページ、それから先ほどの 4 ページ、竹谷議員からもお話ありましたけれども、例えばさきの議案の施設長は 750 万円、決して高くはないという答弁がございました。こちら専務理事は 420 万円、事務局長、トップクラスですね、400 万円、そしてまた 220 万円とか、非常に賃金が低い、こういう状況です。この対応については、先ほど課長からも、市民スポーツクラブの方で給与体系を考えているというお話がございました。働いている方が少しでも一生懸命働けるような環境づくり、また意欲が持てるような。多賀城市を担っていただいているということを見ると、そこで働いている人が一生懸命やっただくことによって多賀城市の評価も上がるという、こういう視点からとらえるならば、非常に大事な部分なんです、この所得というのは。そういう意味で、考えていらっしゃるということなんですが、その上の表に委託料が決まっております。これは債務負担行為です。管理料。そうすると、先ほど課長がおっしゃったのは、管理料が決まっているから、市民スポーツクラブでこの範囲で上げるだけ上げてやりなさい、市はこの委託料しかないですよ、こういうことなのか、考え

ていただいて今後債務負担の補正もある、こういうことなのか、その辺まではおっしゃってないんです。それは市民スポーツクラブで考えなさい、考えるみたいですよ。しかし、債務負担はこの金額で提案しているわけですから、この辺の考え方が、それほど市民スポーツクラブが利益を上げているとは考えられないんです。そういう観点からするとどうということになるのかということなんですけれども、どうでしょうか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

まず、指定管理料、これは申請額になりますから、スポーツクラブと我々が協議をして、スポーツクラブの方に予算をつくっていただいて出したものを指定管理料にしているということをまず1点、御理解ください。

それから、御指摘の件費、これまでも何度も御指摘をいただいております。我々は、スポーツクラブの方にそういう問題提起をして、次期指定管理の指定の際にもその辺の問題を少しでも解決するように件費については見直しをお願いしております。その結果、低賃金層の方々は、去年と比べまして大体年間で30万円ぐらいの賃金アップの提案をいただきました。その金額がこれです。それでも、世間相場からすれば、まだまだ決して高いわけではありません。低い金額になっています。それを一定の基準、例えば宮城労働調査の基準に照らしますと、大体1人100万円ぐらい、まだそれでも差があります。その水準までもし人件費を上げるとすれば、大体700万円ぐらいの費用が必要です。それは、今スポーツクラブが持っている正味財産で対応できるレベルなんです。ですから、それは、今スポーツクラブの方ともいろいろ協議をしていますけれども、正味財産の方で向こう5年間で解決していただく。それはこの指定管理料あるいは債務負担行為の方には基本的には反映するものではない、このような理解をいたしております。

○議長（石橋源一）

根本議員。

○16番（根本朝栄議員）

そうすると、幾らあるかここではわかりませんが、財産を取り崩して、人件費にスポーツクラブは充てていく、このように言っているんだという理解でよろしいんですね。では、市はそれをわかりましたということになっていると。今後の5年間は。市民スポーツクラブは了解している。こういうことですね。わかりました。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

今までさんざんスポーツクラブの賃金問題についてはお話をしてきた。もともとスタートが安かった、その反省はありますか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

どのように申し上げていいかわかりませんが、一般論からしますと、私は低いという印象を持っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

にもかかわらず 5 年間放置してきた。この間の事業で少なくとも、一昨年、プールの函体が壊れたときに、正味財産の中から 400 万円程度だと思ったんですが、市で材料供給ということで正味財産を減らしましたよね。そう認識しているんですが、いかがですか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

そのように前任の方から伺っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そういうことをやっておいて、指定管理者の債務負担行為のお金を出してきたからこれでいくんだというのではなくて、少なくともそういう行為を今までやってきた。それから、私がこの議会でも質問して、どのくらいの成果があったか、6,000 万円あったという報告がありました。それらの成果を全然こちらに反映していないというふうに思っているんですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

その 6,000 万円は、すみません、私も過去の議事録を全部めくってみたんですけれども、すみません、ちょっと見つけられませんでした。平成 17 年の第 1 回定例会で故伊藤功一郎議員が一体どのくらいの削減ができたんだという質問は見つけました。当時のスポーツ課長が、大体 4,300 万円ぐらいの削減効果はあったという回答はしています。ですから、我々の現段階での認識は、そういう認識をしています。

それから、人件費については、そういう問題があるというのは我々も十分認識しております。ですから、スポーツクラブの方とも話し合いをしながら一つ一つ解決していきたい、こういう理解でおります。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

正味財産から全部取り崩すのではなく、少なくともある程度正味財産はスポーツクラブも必要ですので、その中の一部をこちらの負担をしていただいて、それ以外は指定管理者の費用である程度賄っていただくという発想にはならないんですか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

今この段階で「そうします」というふうにはなかなか答えにくいというのが現実でありますので。検討の余地は、あるいはあるのかもしれませんが。ただ、これは、何度も申し上げますが、スポーツクラブの方と予算のやりとりも、財政の構造も全部明らかにし、お話をした上で今回御提案をさせていただいている、このような理解をしております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

あなたたちに言えないんですよ、指定管理を受けている団体は。「そうであったらやめたらいいんじゃない」と言われるのではないかと逆に心配するんです。あなたたち今まで頑張っただけ市に貢献してきたんだから、今日の情勢からいくと、文化センターの指定管理者の件費と差があり過ぎるから、指定管理者の料金も多少考えてやるから、もうちょっと待遇改善する方向で市も考えるから、あなたたちも考えたらいかがかという発想に立たないんですか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

全く同感でありまして、そういうお話し合いをさせていただいております。決して上限を決めて、その範囲内でやれということではなくて、改善をしましょうと。ただし、必要な定数の管理とタスクの管理は必要ですから、それとセットで解決をしていきたいと思います。こういうお話し合いをさせていただいております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

正味財産、何ぼあるかわかりませんが、700万円くらいあるのかな。もっとあるのかわかりませんが。これはスポーツクラブと職員が努力に努力を重ねてここまで来たと思うんです。ですから、これはこれとして、職員の成果なんです。それから、NPO法人の経営の成果なんです。これはこれとして、私は、極端に言えば、昔で言えば、賞与です。頑張ったから、今回……。賞与、幾らもらっているかわかっていますか。あれで笑われませんか。であれば、こういうものをもうちょっと賞与としてやりなさいと。基本給となる給与の方は指定管理者の料金である程度面倒見てやるから、そういうことでお互いに協議していきましょうという、一歩市が踏み込んだ話し合いに持っていくべきではないか。お前さんのところにあるんだから、それを使って、それを使い切ったらうちがやるのでな

く、うちもこれだけ出すから、ここまでやろうという発想になっていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

私もそれも同感で、我々はそういうお話し合いをしてきたつもりであります。ただ、定数管理をきちんとしないと、この業務をするのにコアとなる職員の方々がこのぐらいの人数が必要で、こういう業務をやるといふのをきちんと決めていかないと、ではどの水準まで全部出すのかというのが決まりません。ですから、それと一緒に議論をしましょうという話をしているんです。ですから、そのような話を今後ともさせていただきたいと思っています。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

定数管理はここに9名と17名の一応の定数が出ています。これを基本にしたらいんじゃないですか。今課長がおっしゃっていますけれども、これはどっちかな、決めるのは教育長、予算請求して、責任者は、教育長、今課長の答弁、我々は理解するんですけども、そのように理解しちゃうんですけども、教育委員会の責任者として、そういう理解でよろしいという見解ですか。

○議長（石橋源一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

今、生涯学習課長がお話をしましたように、スポーツクラブになってからの事業展開というのはもう市民の認めるところで、大きな働きをしているわけでありまして。先ほどの文化センターとの比較をどうのこうのということではございませんが、この給料でいいのかという論議は委員会の中でもあります。それで、出だしの問題もあったわけですが、すぐということにはいきませんが、今回若干のかさ上げといいますか手当てがあったということで、今後、働くという立場、生活という立場を考えれば、このまま放置することはできないということ。なお、スポーツクラブとの協議、これまでに、スポーツクラブの立場からすれば言いにくいという先ほどの言葉がありましたが、そういうものに対する配慮、これは十分今後、あす、あさってということにはいきませんが、検討しなければならないと思います。スポーツの振興を市民とともにというのがスポーツクラブでありますので、この辺について今後十分協議をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

わかりました。ひとつ教育長のお話もありましたので。いわば、多賀城の芸術文化は文化センターを中心として発信する、その職員の待遇は先ほど提案されたことだと。一方で、

多賀城市のスポーツ振興は、あわせて生涯教育スポーツも含めて、スポーツ振興のためにこのクラブは担っていると私は思っております。そういう意味におきましては、同じ指定管理者の比較論があるわけですから、一方はNPO法人であろうとも、そこに働く職員は同じだと思います。そういう意味では、ちょうどいい比較が出てきましたので、文化センターの職員とできるだけ早く遜色ない待遇改善ということも念頭に入れて検討していただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

教育長、生涯学習課長ですか、どちらですか。生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

人件費はこれでいいとは思っておりませんし、まだまだ課題があると思っておりますので、今後も引き続き協議をし、検討していきたい、このように思っております。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

きょういただいた議案第70号関係資料、指定管理者指定関係資料の1ページ。私はこれを見て、すごく素朴な疑問を持ちました。何を思ったかということ、体育施設は、もう指定管理者としてやっていただいておりますよね。それなのに、評価委員会を設けて、選定委員会という2段構えなんです。ところが、これからやっていただくという本当に選定するのに大事なところが、たった8人の選定委員会だけなんです。一体、評価委員会と選定委員会を体育施設等指定管理者のために、なぜにこうやって二つの委員会も設けてやられて、大変すみませんけれども、文化センターの方は8人だけでやる。これはどういうお考えでなされたのか、素直に聞きたいと思います。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

体育施設の場合は更新、指定管理をもう既にやっている公の施設の次の指定管理者を決める作業であります。前回、今のスポーツクラブは2期目でありますけれども、1期目から2期目への移行の際も実は同様の手続をとっております。したがって、文化センターの場合は非公募という選定は現段階では考えにくいので、どうなるかわかりませんが、一般論からすれば、5年たってその次の指定管理の更新の際には現在の指定管理者の評価をする委員会をつくって、その上で選定委員会と、こういう段取りなるのだろうと思っております。これは体育施設だけではなくて、ほかの指定管理の施設についても、ほぼ同様の手続をとっております。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

わかりました。

では、次なんですけれども、大学の准教授とか学識者ということで両方の委員会に入っているらしいです。なぜに委員長には市の職員を両方選んでいるんですか。こういう立派な方に来ていただいているんですから、この方に委員長をお願いして、選定作業とか評価作業をしていってよかったですか。

それから、(2)の方に、選定委員会の委員長は、諮問すべき立場でおられる副教育長がなされておられる。こういうのは、前にも僕は要望という形で言ったけれども、今後こういうことはスタイルを変えるというふうに理解してよろしいか。

そして、23年度の予算あたりには、何かしらこういう選定委員会はこういうふうにしていくんだという市全体の共通的な要綱というのはおつくりになる予定があるのかどうか、これは担当者、しかるべき人にお答えいただきたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

それでは、市全体の指定管理者の導入の方針という部分がございます、これはことしの5月に改定してございまして、前までは指定管理者は一応3年という部分を5年に改めました。また、選定委員会の人選の部分、人数的な部分であるとかそういったものも、今申し上げました導入の方針の中で決めてございまして、先ほど御質問にありました評価委員会、あと選定委員会、それぞれの人数であるとか、どういった方々から選ぶのかという一定の方針を決めてございまして、今回たびたび議論になっておりますその委員長に関しましては、具体的にどういう方を委員長にするのかということまでは実は決めておりませんでした。したがって、今議会のさまざまな意見を今回参考にさせていただきながら、今回の導入方針の中で具体的に委員長の選任の仕方につきましても改定を考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

この議事録を読むと、最後には諮問を諮っているところが、「じゃあ、このA社に決めていいか」なんて、最後の発言をやっちゃっているんです。これは極めて誤解を受けるような形で透明性がないように……。その本人はお役だから一生懸命やっていたらしょうけれども、いわば諮問をする側が委員長をやられるというのは、これは私は市民にあらぬ誤解を受けちゃうような格好になるのではないかと思います。ですから、このことを踏まえて、透明性を確保する意味でも、きちんとした要綱をつくって、今後こうやっていくんだということを我々議会側に、説明会のついででも結構ですから、こういうことになりましたという形で御報告賜ればよろしいかと思っております。あえてその辺、御回答をお願いしたいと思います。

○議長（石橋源一）

それでは、回答の前に、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたしたいと思っております。

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

導入方針の方、今申し上げたとおり、不備の部分がちょっと見受けられるということも今回感じましたので、その辺、きちんと導入方針の中で、疑義が生じないような導入方針を改定いたして、その折には議会の方に何らかの形で説明をしたいと考えてございます。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

体育館を指定管理されている方たちのお給料の低さが話題になって、やっとなないたの上に乗って、何とか見直しが見直しそうだなという思いで聞いておりました。私どもは、給料が安いせいもあるだろうと、ほかの要因もあるんでしょうけれども、若い人がなかなか、臨時でも何でも、いつかない、定着しないという部分では、かねてから問題意識を提起しながら、お給料を上げるべきだという議論をしてみましたが、やっとなないたの上に乗って、許せる範囲の中で見直しが始まるということはいいことだと思うんですけども、24ページの表の中で、年金をもらいながら働いている方もいらっしゃいます。しかし、若い人たちがどの程度恩恵を受けられるような傾斜配分、給料かさ上げの配分の部分で、若い人たちが仕事に頑張る、あるいはそこで結婚もできるというようなことで、保証はできなくても、少し力になるような、そういう配分はどのようにかわれるんでしょうか、生涯学習課というか提案者のところでは。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

非常にお答えが難しいケースかもしれませんが、原則的に事業者といいますか法人が経営は決定します。我々サイドでどのぐらい問題提起ができるかということに尽きるんですけども。ただ、このスポーツクラブの件費については、これまで何度も御指摘をいただいております。我々が今スポーツクラブの方に提示しているのは、宮城労働調査というのがありまして、その類似業種の同じぐらいの年齢の方々の給与を目標にしてはいかかという御提案をしています。その水準に追いつくぐらいの正味財産はスポーツクラブで実は確保しているんです。ただし、人事考課をやりたいという意向もありますし、いろいろなスポーツクラブの考えもありますから、その水準に向かって一緒に協議をしていくというふうに我々は理解をしております。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

29ページの指定管理者選定委員会の審査得点表を見ますと、大変辛い審査の方もいまして、零点とか1点という方もあるわけです。こういうところは上げていかなければならないと思うんです。それには職員のスキルを高めていく、そしてそのためにはきちんとした報酬も保証しながら頑張っていただくということが大事だと思うんです。この点数がこのままでは困ると思いますし、そういうことをかさ上げしていく、評価を高めていくためには、しっかり議論をして、市もかわりながら技術の継続とかノウハウの継続とかそういうものを確保して保証していくという立場に立たないと、ワーキングプアをずっと問題にして

きましたけれども、そういう部分では解決策にはならないと思いますので、年金の人たちがどうでもいいとは言っていないよ、若い人たちの部分での手厚い保障も頭に入れながら、議論の場で頑張っていたきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

基本的には十分お話は理解できます。点数の低い部分については、これまでも議会の方にも御説明をしておりますけれども、おっしゃるとおり、人事労務管理は余り得意な分野ではないようです、スポーツクラブそのものが。ですから、こういう部分で多少点数が低くなっているということがあります。それも問題の共有化はできていますから、それをどういうふうに解決していこうかという話し合いもしています。現に、社会保険労務士をお願いして諸規定をつくったり、そういう取り組みも既にやっております。そういうことを一つずつやって問題の解決をしていきたい、このように思っております。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9番（板橋恵一議員）

今、佐藤議員に対しての答弁が余りにもきついことを言い過ぎているんじゃないですか。最後の29ページ、評価委員会の評価結果を見ながら選定委員会で選定しているという2段構えのスキームですよね。その辺、違ければ……。ただ、余りにも各選定委員の評価に対してばらつきがある。ゼロということはないでしょう、普通。仮に1点ということはあったとしたって。ゼロということは、全然その方はこの項目に関して評価していないということです。

それでもって、27ページ、選定委員会の意見の概要ということですと出ていて、下のウ、選定委員会の意見を踏まえた対応について再度修正、提案書を再提出させ、それを審査した結果、対応していると判断されて、選定委員に送付し、了解を得たと。これ、どういうことですか。何で載っていないんですか、内容。再度、指定管理者のスポーツクラブに対して、もう一度、どういうふうにして今度改善するんですかということ提起したことですよね。どういうことを提起させたんですか。この1点とか零点のやつをもう一度、どのように今後改善していくのか見直しをかせかせて、書類でもって提出させたんですか。その辺、全然。この資料も少し不備です。さっき、あれまで言われたんじゃないですか、文化センターの指定管理者のことに對して。2時間以上もかけて皆さんから指摘されたこと。そうしたら、こういうことが指摘されるなということを予想して、事前、これの説明のとき、追加でもって、この点はこのようですが、このように御指導しておりますとか、そういうことを何で言えないんですか。その件に関して、的確な答弁をお願いします。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

まず、点数の零点の件ですけれども、これは委員につけていただいた点数をそのまま掲載しておりますので、それはその委員の評価ということで御理解いただきたいと思っております。それが1点です。

それから、27 ページに選定委員会の意見の概要を記載しております。市民の声を事業に反映する仕組みの明確化、こういう部分をもう少し提案書の中に盛り込むようにという指摘がございました、選定委員会から。それを受けて、もう一度、スポーツクラブの方から提案書を出していただいて、それをもう一回選定委員に送って、そして了解をいただいた、こういう段取りであります。したがって、直していただいたものを送った段階では、いいでしょう、提案書としては十分満足できるでしょうという御意見をいただいておりますので、我々としてはそれでいいのではないかと、こういう理解をいたしました。

○議長（石橋源一）

板橋議員。

○9 番（板橋恵一議員）

また言いますが、片や零点、片や4ポイント、評価している人がいるんです。あと、3点。2点というのがない、すぐ零点なんだ。これは相当、標準点より下回っています、この方だけ。満点85点に対して、42.5点以下です、この方だけ特に。それだけ厳しく評価されている。では、ほかの方は甘いということですか。そういうことないでしょう。それだけ選定委員の選定はちゃんとやっているでしょう。これではおかしいんじゃないですか。ちゃんとした御指導されたんだったらば、それに対してどういうことを指導したか、今口頭でお話しできないんですか。どういう項目、何項目だったのか。そういうのを私たちも今後の指定管理者の選定後の議会での承認に対して参考資料として、今後のことに対して、私たちも見ておきたいです。私がそう言ったことに対して何で補足でもって今、こういうことです、ああいうことですよということを言えなかったんですか。言う必要がないと。首かしげているから。その件は答弁する必要はないということですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

大変申しわけございません。この選定委員会、不肖ながら、私また委員長を務めさせていただいた会議ですということで、そのときのお話をさせていただきたいと思います。

まず、この選定委員会には、名簿にありますとおり、専門的な見地から大学の先生とかに入らせていただいているという件がございます。特に、零点をつけたということで、どなたとは言いませんけれども、後で「私です」とお話があったので、実は今回の選定については非公募ということが前提だった、したがって競い合いの中から優劣をつけて、いい方をとったということではないので、要は選定委員として、すごく厳しくつけてしまったと。要は期待度、ここをこういうふうに改善してもらえればもっといいだろうと。非公募ゆえに厳しく私は点数をつけてしまったというお話があったのが1点。

それから、確かに競争の原理から除かれておりますので、そういう意味からも、ぜひ今後5年間はこうあってほしいということを書きで15項目にしてスポーツクラブの方には再提出をお願いしてございます。その再提出されたものは、不備が指摘された点がすべて直っていたので、各委員の方々は、また集まってもらったわけではなくてお電話での回答ということだったんですが、お話ししたとおりの内容の修正ができていたので、では認めようということになりました。

それから、最後の点ですが、今回大変資料の不足、不備等については、文化センターの段階から再三御指摘を受けておりますけれども、結論から言いますと、こちらの体育施設等

については提出を求められていなかったもので、用意はしておりませんでした。後ほど、体育施設の方の議事録等についても、ちょっと量的なものもありますので、きょうの午後からの御審議の中で準備ができませんでしたので、今議会中に改めて同じような資料を再提出させていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（石橋源一）

吉田議員。

○13番（吉田瑞生議員）

一、二点伺います。

一つは、申請と評価の関係です。結論的に言うと、私は、それぞれの状況を、総合的に読んでみて、関連づけて評価されているという形で読みました。というのは、指定管理者候補者の申請の中においては、以下のように記されています。「設置者の管理よりもコストが削減でき、利用者へのサービス向上もしなければならない、このことを肝に銘じ管理業務を提案する」というふうに申請者は述べております。そして、評価の中では、プレゼンテーションも含めて、努力をして、すぐれているとの評価を出したいという意見があって、決意表明的なことを含めて、今後の取り組みに期待し、評価する、こういうふうに述べられています。私は、そのとおりだなと。先ほどの申請書との関連から見ると、なるほどこのように評価の上においても取り扱って述べられているのかなというふうな受けとめました。そのような総合的な取り扱いに対する選定なりをしてきたというふうな受けとめ方でよろしいかどうかについて所見を伺います。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

そのように我々も理解をいたしております。

○議長（石橋源一）

吉田議員。

○13番（吉田瑞生議員）

もう一つ、評価のところで、就業規則と待遇改善の努力が認められていると明記されております。先ほど来、生涯学習課長や副教育長、そして教育長の方からも答弁がありました。これらのことを受けとめて真摯に双方が協議をされる、そのような答弁がありましたので、改めてそのことに対する取り扱い上のことについての態度表明を求めるものであります。よろしくをお願いいたします。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

これまでも申し上げてまいりましたが、体育施設を預かる市民スポーツクラブの方々の生活改善ということも含めまして、我々、前向きに協議をしながら、あるべき姿に向けて協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（石橋源一）

中村議員。

○12番（中村善吉議員）

私自身、スポーツクラブの育てのこをやってきましたけれども、実際、今私このスポーツクラブの一員としてやっているんですけれども、確認させていただきます。人件費が非常に安い、これは私も認めます。今まで話を聞いていますと、財産を食いつぶしながら人件費に充てているような感じを受けたんですけれども、そういうことを期待しておるんですか。

○議長（石橋源一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（永沢正輝）

そういうことではありません。人件費はすべて指定管理料で賄っております。これは法人経営でもすべて指定管理料に入っております。ただ、これから上げていく分については、まだどのくらい上げるのか、何人を上げるのか、これはまだ決まっていないんです。ですから、その部分については正味財産の中から使っていただいてもいいのではないかと、そういう話をしているということでもあります。

○議長（石橋源一）

中村議員。

○12番（中村善吉議員）

私は、人件費のために財産を使うのではなくて、お客さんというかユーザーを獲得するために財産は使うべきであります。そういう考えです。ですから、ぜひ必要な人件費は、これからは市の方をお願いしたい。お願いするときの条件をできるだけ早く提示していただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

これまで何度も御回答申し上げておりますが、今回のこの提案につきましても市民スポーツクラブの方と何度も協議をしまして、こういった形をとらせていただいております。したがって、人件費相当分が今後この委託料でどうしても不足が生じてにっちもさっちもいかないという状況がもし出ましたら、債務負担行為の変更ということも今後あるかと思いますが、当面、そういった状況がわかるまで、またはやれる範囲の中でスポーツクラブもそれなりの努力をしていきたいということも申しておりますので、現段階ではこれがベストであると考えております。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し……。藤原議員。（「討論なんですけれども」の声あり）起立をして御発言賜りたいと、こう思います。藤原議員、討論。

○10 番（藤原益栄議員）

賛成討論やっていいんですか。

○議長（石橋源一）

いや、反対の討論を求めたいと、こういう思いでございますので。

○10 番（藤原益栄議員）

いや、違うんだ。「討論は省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが」と言おうとしたんでしょ。だから、討論がありますと言ったんです。私は反対討論だとは言っていないよ。

○議長（石橋源一）

いやいや、違います。はい。

反対討論の発言はなしということでございますので、本案に対する賛成の討論の発言を許します。藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

スポーツクラブの給与水準の低さ、待遇の悪さ、そういうことがいろいろな話題になりましたが、この点については早くから指摘をしておりました。とりわけ4年前に緊急再生戦略構築のための取り組み指針を出したときには、体育館や市民プールだけではなく、図書館や文化センター、保育所等、多賀城市の外部施設ほとんどの給料は200数十万円程度でいいんだ、スポーツクラブの水準でいいんだ、そういう認識を当局も示されておりましたし、議会としてもそれに同意するかのような状況でありました。この間、待遇の悪さから若い人たちの定着の悪さも明らかになりまして、今回こういうふうな低賃金と待遇の悪さの認識が一致されまして、当局とスポーツクラブのところで改善のために協議を始めているということについては大いに評価をしたい。そういう点では、当局、議会ともにさま変わりをしたと思いますけれども、これについては大いに歓迎をして、より一層の努力をしていただきたいと思います。

ただ、運営について、きょう出されている資料からしましても非常に辛い点数をつけている方もいらっしゃるし、一部の利用者の方から、スポーツクラブになってから利用しづらくなったという声も一部にはあるんです。そういう点で、利用者の皆さんの声によく耳を傾けて、運営の面でも改善のために努力をしていただきたいと思いますということを述べまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（石橋源一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（石橋源一）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 71 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 9 議案第 72 号 平成 22 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 10 議案第 73 号 平成 22 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 11 議案第 74 号 平成 22 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 12 議案第 75 号 平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（石橋源一）

この際、日程第 8、議案第 71 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）から
日程第 12、議案第 75 号

平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）までを一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 71 号 平成 22 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）は、歳入歳出にそれぞれ
6,085 万 7,000 円を追加し、総額 192 億 6,166 万円とするものであります。

歳出につきましては、中央公園整備事業、生活保護世帯の増加に伴う扶助費、職員人件費
の増額のほか、旭ヶ岡街路 4 号線道路改良事業、東豊中学校バリアフリー対策事業の追加、
下水道事業特別会計繰出金の減額を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、中央公園整備事業に係る国庫補助及び同事業に充てる市債並
びに生活保護費国庫負担金の増額を行うほか、充当率の変更による道路橋りょう事業債等
の増額が主なものでございます。

また、社会体育施設等及び文化センター指定管理業務委託に係る債務負担行為の追加並び
に各種管理業務等委託に係る債務負担行為の変更を行うものであります。

次に、議案第 72 号 平成 22 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、
納税勧奨並びに収納等業務委託に係る債務負担行為の追加を行うものであります。

次に、議案第 73 号 平成 22 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入
歳出にそれぞれ 61 万円を追加し、総額 28 億 2,189 万 7,000 円とするものであります。

歳出につきましては、塩釜地区消防事務組合負担金及び職員人件費の増額を行うものであ
ります。

一方、歳入につきましては、平成 21 年度認定調査業務の委託料返還金の追加及び一般会計
繰入金の減額を行うものであります。

次に、議案第 74 号 平成 22 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出からそれぞれ 2,201 万円を減額し、総額 31 億 3,316 万 8,000 円とするものであります。

歳出については、公共下水道建設費及び下水道総合地震対策費の減額を行うとともに一般管理職員人件費の増額を行うのが主なものであります。

一方、歳入については、社会資本整備総合交付金及び一般会計繰入金の減額を行うのが主なものであります。

最後に、議案第 75 号 平成 22 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 3 号）は、収入につきましては、消火栓改良工事に伴う一般会計負担金の増額を行うものであります。一方、支出につきましては、工事費の増額並びに職員人件費の減額を行うものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。本案 5 件については、委員会条例第 6 条の規定により、22 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案 5 件については、22 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、全議員 22 人を指名いたします。

○議長（石橋源一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あす 12 月 9 日は休会といたします。

来る 12 月 10 日は、補正予算特別委員会終了後に本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 5 時 20 分 散会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 22 年 12 月 8 日

議長 石橋 源一

署名議員 板橋 恵一

同 藤原 益栄